

生活と福祉

LIFE AND WELFARE

■巻頭言□ 社会の動向と生活保護……………高峯 一世… 2

——特集——

昭和53年度の生活保護

第34次生活保護基準の改定……………	3
実施要領の改正……………	7
医療扶助の運営方向……………	15
医療扶助運営要領の改正……………	17

昭和53年度の生活保護・社会福祉指導監査方針

生活保護指導監査方針……………	19
社会福祉に係る指導監査方針	
社会福祉施設の入所措置関係……………	23
老人医療費支給事務関係……………	25
福祉手当支給事務関係……………	26
カット……………	渡辺千代樹
福祉街論……………	台町 三郎



265

78.5

社会福祉法 全国社会福祉協議会

社会の動向と生活保護

高 峯 一 世



人類がはじめて月に到達してすでに久しいが、その折、宇宙飛行士が持ち帰った月面の岩石や砂から、月表面の大気の状態まで分析するとの話があったように思う。極めて限られたデータに基づいて全体の状態を推定する方法の端的な一例と云えよう。

このような極端な例は別にしても、地球上の諸現象について、限られた材料から全体を推し測る手法は数多く行われている。計測技術の進歩の著しい自然現象の計測に比べ、計測の難しい社会現象の場合には、とりわけ、このような推計的手法に依らざるを得ないことが多い。

だが、限られた部分から全体を推し測る場合、それが正確であるためには、採り上げられた部分、すなわちサンプルが適切なものでなければなるまい。どのようなサンプルが妥当であるかは、調査しようとする目的や対象によってそれぞれ異なるところがあり、一様なものでないことはもちろんだが、ひとつの考え方として、全体の中で最も弱い部分をサンプルにする手法が考えられる。

一般的に云って、或る個体なり、組織に異常な変化が生じたときには、まず、その最も弱い部分に影響が現われる例が多いと云われる。卑近な例で云えば、体調が衰えたり、疲労が重なったりした場合には、身体のうちで日頃から弱いところに病気が出たり、持病が悪化したりするのもその一例と云える。

また、カゼなどが流行した際も、病弱な人や過労気味の人からかかり始めるのも、しばしば見かける現象である。いわば、弱い部分に現われる変化は、第一には、全体の変化を鋭敏に現わしたものと云うことができ、第二には、全体の変化の前触れとしての信号のようなものとも云うことができよう。

このような意味で、弱い部分に生ずる変化は、全体の動向を察知するためのバロメーターとしての機能を果たす

場合が多い。

社会、経済の状態、国民生活の動向についても同じようなことが云えよう。これらにおける変化は、まず社会的な弱者であるグループの生活や行動に端的に現われる。物価が上昇して最初に苦しむのは低所得者であることは云うまでもないし、食糧事情が悪化した場合には乳幼児の健康や体位の低下が始まるだろう。

社会の中で弱者の状況を示す代表的なものとは、何と云っても生活保護世帯の状況である。この意味で生活保護世帯に関する調査結果は社会、経済、国民生活の動向を察知するためのひとつのバロメーターとなるのではないか。

生活保護世帯の動向についての調査は、本来、生活保護行政の実施に必要なデータを集めるものであり、行政の効果測定や反省、改善の資料として用いるべきものであることは云うまでもない。だが、一步踏み込んで、そこに現われる社会の状態の変化を分析してみるのも重要なことだろう。

生活保護世帯の動向に現われる変化は一樣のものではない。その中には、生活保護行政そのものの適用や制度のあり方の影響によるものが多いだろうが、他の関連制度の影響や、前に述べたような社会経済、国民生活の動向の影響もあろう。それらの分析を通じ、生活保護制度のみならず、関連制度の効果測定や、国民生活の変化の兆の事前察知を試みることも可能であろう。

遺憾ながら、こうした分析のための体制は十分に整っていない。また、かなり限定された現行の調査についてさえも、諸般の事情から関係者に無理な協力を願わざるを得ない実情でもあるが、生活保護に関する調査、分析の意義を考えると、関係者それぞれその強化に努めなければなるまい。

(厚生省社会局保護課長)

昭和53年度の生活保護

厚生省社会局保護課

第34次生活保護 基準の改定

きたところであり、五十三年度においても、従前と同様の観点に立って改善が図られた。

しかしながら、最近における急激なかつ大幅な円レートの騰貴、個人消費の停滞、雇用状況の低下等による経済の不況、その先行不安などは、国民生活に多大の影響を与えている。こうした問題のさなかにあつて、関係者の間で国民の最低生活費を保障している生活保護制度に対する関心は、従来にも増して高まり、五十三年度の生活保護基準がいかなる水準になるか、関係者が等しく注目したところである。

最近の保護動向をみると、総じて減少傾向にあつた実人員が、四十九年度秋の境に一変して増加傾向に転じ、その後も引き続き微増傾向が続いている。これは石油危機に端を発した不況の長期化による影響が大きく反映されたものと考えられている。また、母子、傷病障害者などの稼働能力の乏しい者が著しく増大している。

生活保護制度は、このような経済不況の影響を受けやすい低所得階層、社会的ハンディキャップを負つた階層などを中心とした階層の最終的なよりどころとして、重要な役割を果たすものであり、生活保護基準の改善いかなは、これらの階層に対する国の姿勢を端的に示すものである。さらにこの制度によつて保障される生活水準は、直接に制度の対象とはならない多くの国民にとつても無視できないし、またわが国における社会保障制度進展のパロメーターとしての意義をもっている。

したがつて、この基準設定に當つては、国民生活の現状と将来の見通しについて十分な検討がなされ、常にその合理性、妥当性が確保されるよう図られていく。

五十三年度の生活保護基準の改定に當つては、こうした点を十分踏まえ、更に国の予算編成方針に則つて行われたい。

すなわち、五十三年度の国の予算の編

成は、財源の重点的かつ効率的配分意が用いられ、景気の回復に資するための公共事業等の大幅な拡充とともに社会保障の充実が重点事項とされた。とくに、社会的経済的に弱い立場にある人々に対する各般の福祉施策については、その充実が図られ、中でも生活保護基準の設定にあつては、前に述べたような国民の最低生活の保障という観点から最大限の配慮が払われた。

生活保護基準の改定概要は、表1-1（次頁）のとおりであるが、改定趣旨等について扶助別に順を追つて説明する。

1 生活扶助基準

生活扶助基準（基準生活費）については、対前年度当初比一一％の引上げが行われた。

その結果、一級地における標準四人世帯（三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女）の場合、生活扶助基準額は、五十二年の九五、一一四円から一〇万五、五七七円に引き上げられ、月額一〇、四六三

五十三年度の生活保護基準は、生活扶助基準の一〇％の引上げを始めとし、四級地制度の解消を含め各扶助基準ほぼ全般に亘つて改定が行われた。

生活保護基準のうち中心となる生活扶助基準については、従来から一般国民生活の向上等に対応しつつ、一般世帯と被保護世帯の消費水準の格差を縮小するという観点から、積極的な改善が行われて

表 1 昭和53年度生活保護基準の改定概要

(1級地)

	第 33 次 (52年4月1日)	第 34 次 (53年4月1日)	摘 要	第 33 次 (52年4月1日)	第 34 次 (53年4月1日)	摘 要
1 生活扶助基準	円	円	(4級地の廃止)	円	円	
[基準生活費]			第34次 (標準4人世帯基準額)	蚊 帳 4,000	蚊 帳 4,800	
(1)居宅(1類+2類)			1級地 105,577円	家具什器 一般基準 12,000	家具什器 一般基準 12,000	
標準4人世帯	95,114	105,577	2級地 96,074円	特別基準 20,000	特別基準 20,000	
(2)期末一時扶助費			3級地 86,577円	被服(平常着) 6,500	被服(平常着) 6,500	
居 宅 (52.12.1)	(52.12.1)	(53.12.1)		常時失禁患者等おむつ 10,000	常時失禁患者等おむつ 10,000	
取 容 7,330	取 容 8,140	取 容 2,920		布おむつ 15,000	布おむつ 15,000	
[収容保護基準]				紙おむつ 15,000	紙おむつ 15,000	
(1)救護施設	30,660	34,030		出産準備のための搬運等 —	出産準備のための搬運等 33,000	◎新生児のための被服・おむつ等の統合
(2)更生施設	32,480	36,050		配電・水道等設備費 10,000	配電・水道等設備費 55,000	
[加算等]				(II)入学準備金 円以内	(II)入学準備金 円以内	
(1)妊娠婦加算				小 学 校 23,000	小 学 校 25,000	
妊娠6ヶ月未満	4,930	5,470		中 学 校 27,000	中 学 校 29,000	
妊娠6ヶ月以上	7,410	8,230		2. 教育扶助基準		
産 婦 4,580	産 婦 5,080			小 学 生 1,190	小 学 生 1,280	◎基準額のほか、学校給食費通学のための交通費、クラブ活動に要する用具類等については実費支給
(2)老齢加算				中 学 生 2,400	中 学 生 2,580	
70歳以上	9,700	10,800		3. 住宅扶助基準		
68歳以上70歳未満の病弱者	7,300	8,100		(1)家賃・間代等 円以内	(1)家賃・間代等 円以内	
(3)母子加算	12,600	14,000		(2)住宅維持費 円以内	(2)住宅維持費 円以内	
児童が2人の場合に加える額	1,010	1,120		一般基準 55,000	一般基準 55,000	
児童が3人以上1人を増すごとに加える額	500	560		特別基準 90,000	特別基準 100,000	
(4)障害者加算				4. 医療扶助基準		◎国民健康保険の診療方針、診療報酬の例による
障害等級表(1級)	14,600	16,200		5. 出産扶助基準		
(2級)				一般基準 円以内	一般基準 円以内	
障害等級表(3級)	9,700	10,800		施設分娩 円以内	施設分娩 60,000	
重度障害者家族介護料	6,340	6,340		居宅分娩 53,000	居宅分娩 72,000	
介護加算	5,000	(52.12.1) 5,500		特別基準 68,000	特別基準 75,000	
重度障害者他人介護料	円以内	円以内		衛生材料費 3,000	衛生材料費 3,000	
(5)在宅患者加算	7,140	7,930		6. 生業扶助基準		
(6)放射線障害者加算				(1)生業費 円以内	(1)生業費 円以内	
負傷又は疾病の状態にある者	13,500	(52.8.1) 15,000		(2)技能修得費 25,000	(2)技能修得費 25,000	
負傷又は病気の状態に該当しなくなった者	6,750	(52.8.1) 7,500		(3)就職支度費 20,000	(3)就職支度費 20,000	
(7)多子養育加算	5,000	5,000		7. 葬祭扶助基準		
(8)人工栄養費	6,410	7,120		大 人 円以内	大 人 円以内	
(9)入院患者日用品費	円以内	円以内		小 人 49,600	小 人 59,200	
(10)一時扶助費	円以内	円以内		8. 勤労控除等		
布団類新規	15,000	15,000		(1)業種別基礎控除		◎稼働日数が21日以上で一定額以上の収入を得ている場合は、収入に応じて控除額を増額
				(1)の職種(内職) 円	(1)の職種(内職) 円	
				(1)の職種(内職) 11,450	(1)の職種(内職) 12,710	
				(2)の職種(日雇) 15,260	(2)の職種(日雇) 16,930	
				(3)の職種(土工) 19,190	(3)の職種(土工) 21,300	
				(2)特別控除 円以内	(2)特別控除 円以内	
				(2)特別控除 78,100	(2)特別控除 86,700	
				(3)新規就労控除 4,000	(3)新規就労控除 4,000	
				(4)未青年者控除 6,000	(4)未青年者控除 8,000	
				(5)不安定就労控除 4,000	(5)不安定就労控除 4,000	
				(6)実費控除 実費	(6)実費控除 実費	◎社会保険料、組合費通動費等

表2 53年度経済見通しの概要

事 項	対前年度	
	上	昇率 %
個人消費支出伸び率	11.9	
人口の伸び率	1.0	
1人当り個人消費支出伸び率	10.8	
消費者物価上昇率 (年度平均)	6.8	

生活扶助基準の水準について、国民経

済の増額となった。
ア、生活扶助基準引上げの背景
生活扶助基準は、一％の引上げが行われたが、具体的には政府経済見通しにおいて見込まれる個人消費支出及び物価の動向等を総合勘案して改善が図られたものである。
五十三年度の政府経済見通しの概要は、表12のとおりであるが、この経済見通しにおいては、円高傾向等の影響による景気の後退から脱して、内需中心の景気回復を図り、国民生活、とくに雇用の安定を確保するとともに、国際収支における対外均衡の回復に努めるため、国民総生産（実質経済成長率）は七％を見込み、更に、個人消費支出は全般的な景気回復に伴う個人所得の着実な増加を背景に一・九％増、一人当り換算で一〇・八％増となるものと予測されている。したがって、本年度の基準改定率は、これを上回る大幅なものであるといえよう。

表3 生活扶助基準と国民経済、家計消費支出との比較

	生活扶助基準 (各年度平均) (東京四人世帯)	国民経済		家計消費支出	
		消費者物価指数	個人消費支出 (一人当り年額)	一般勤労者世帯 (東京都一人当り)	被保護勤労者世帯 (東京都一人当り)
47年度	100	100	100	100	100
48 "	114	116	119	115	121
49 "	137	142	146	143	150
50 "	169	156	166	161	182
51 "	190	171	186	183	196
52 "	214	184	205	—	—

(資料) 国民経済は「国民所得統計年報」、家計消費支出は「総理府家計調査」及び「被保護者生活実態調査」によるものである。

表4 低所得世帯と被保護世帯との費目別の格差

(51年度1人当り)

	支出月額		格差 B/A
	全国一般勤労者世帯第1・10分位階層 A	全国被保護勤労者世帯 B	
消費支出	33,093	27,318	82.5
食料費	12,541	12,063	96.2
住居費	3,494	2,857	81.8
光熱費	1,668	1,382	82.9
被服費	2,968	3,175	107.0
雑費	12,456	7,841	62.9

(資料) 一般勤労者世帯(第1・10分位階層)は、総理府家計調査(特別集計)、被保護勤労者世帯は、被保護者生活実態調査による。

比較によって、被保護世帯の生活水準を眺

度のものであるからである。
イ、現在の被保護世帯の生活水準
生活扶助基準の設定に当って最も重要なことは、保護基準によって保障される実際の被保護世帯の生活水準は、どの程度のものであるかである。
一般世帯と被保護世帯の家計調査の比較によって、被保護世帯の生活水準を眺

めると次のとおりである。
一般世帯と被保護世帯との消費支出の格差は、東京都の一般勤労者世帯と被保護勤労者世帯との比較では五十一年度五七％強となっており、縮小傾向が顕著である。
次に、表4によって低所得世帯と被保護世帯との費目別支出額の格差をみると、五十一年度の全国の第1・十分位階層(実収入が低い方から数えて一割の階層)に対しては、食料費では九六％程度と一般世帯とほとんど差のないものとなっており、被服費についても同様な状況がみられる。
五十二年、五十三年度においても予想される一般世帯の消費水準の伸び率を上回る生活扶助基準の引上げを行っていくことから、これらの格差はさらに縮小するものと考えられる。
ウ、級地の指定替え
生活保護基準においては、各地域にお

ける一般世帯の消費水準の動向等を勘案して一級地から四級地までの地域区分が三十二年度以来設けられているが、最近の生活水準の地域間格差の縮小傾向等に対応するため、必要に応じ個別に市町村の指定替えが行われてきたが、とくに四級地については、五十年度以降大幅な三級地への格上げ措置が図られた。
五十三年度においては、そのような生活水準の地域格差の縮小傾向に一層即応させるため、五十二年度までに残っている四級地町村をすべて三級地に指定替えし、級地を三区分割にすることとされた。
この結果、生活扶助基準のみならず、級地区分がある他の扶助基準においてもすべて右に準じて級地基準が適用されることとなった。
エ、その他の生活扶助基準の改定
期末一時扶助、入院患者日用品費が、生活扶助基準の引上げに準じて各々、

八、一四〇円（一級地居宅の場合）、一三、七八〇円以内に引き上げられたほか、妊産婦加算、在宅患者加算、人工栄養費等についてもそれぞれ改善された。

また、生活扶助基準の引上げに連動して老齢加算、母子加算及び障害者加算の基準額が引き上げられた。その結果、老齢加算は一〇、八〇〇円となった。更に、障害者加算のうちの重度障害者他人介護料が二九、〇〇〇円以内に引き上げられた。

そのほか、入学準備金が小学校入学時の場合二五、〇〇〇円以内に、中学校入学時の場合二九、〇〇〇円以内にそれぞれ引き上げられた。

2 教育扶助基準

教育扶助基準については、学用品費等の値上がり及び父兄が負担する一般世帯の児童、生徒の教育費の支出状況などを考慮して、基準額が、小学生一、一九〇円から一、二八〇円に、中学生二、四〇〇円から二、五八〇円に引き上げられた。

3 住宅扶助基準

住宅扶助基準については、家賃、間代等の額が一般基準をこえる場合には別に都道府県別・級地別の特別基準額が適用されることになっているが、五十三年度においてもその限度額について所要の引上げが行われた。

表5 最低生活保障水準の具体的事例

	標準 4 人世帯 (35歳男(日雇)・30歳女・9歳男(小)・4歳女)				母子 3 人世帯 (30歳女・9歳男(小)・4歳女)			
	52年度(当初)		53年度		52年度(当初)		53年度	
	1級地	3級地	1級地	3級地	1級地	3級地	1級地	3級地
生活扶助	95,114円	78,003円	105,577円	86,557円	70,583円	57,885円	78,430円	64,316円
加算(別掲)	—	—	—	—	(母子加算) 13,610	(母子加算) 13,610	(母子加算) 15,120	(母子加算) 15,120
教育扶助	1,190	1,190	1,280	1,280	1,190	1,190	1,280	1,280
住宅扶助(特別基準)	(24,900)	(18,800)	(29,200)	(21,800)	(24,900)	(18,800)	(29,200)	(21,800)
住宅扶助一般基準	9,000	5,000	9,000	5,000	9,000	5,000	9,000	5,000
勤労控除	15,260	14,340	16,930	15,910	—	—	—	—
合計(住宅特別基準)	(136,464)	(112,333)	(152,987)	(125,567)	(110,283)	(91,485)	(124,030)	(102,516)
住宅一般基準	120,564	98,533	132,787	108,767	94,383	77,685	103,830	85,716
	老人 2 人世帯 (72歳男・67歳女)				老人 単身世帯 (70 歳 男)			
	52年度(当初)		53年度		52年度(当初)		53年度	
	1級地	3級地	1級地	3級地	1級地	3級地	1級地	3級地
生活扶助	55,543円	45,547円	61,774円	50,665円	35,544円	29,148円	39,568円	32,444円
加算(別掲)	(老齢加算) 9,700	(老齢加算) 9,700	(老齢加算) 10,800	(老齢加算) 10,800	(老齢加算) 9,700	(老齢加算) 9,700	(老齢加算) 10,800	(老齢加算) 10,800
教育扶助	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅扶助(特別基準)	(24,900)	(18,800)	(29,200)	(21,800)	(24,900)	(18,800)	(29,200)	(21,800)
住宅扶助一般基準	9,000	5,000	9,000	5,000	9,000	5,000	9,000	5,000
勤労控除	—	—	—	—	—	—	—	—
合計(住宅特別基準)	(90,143)	(74,047)	(101,774)	(83,265)	(70,144)	(57,648)	(79,568)	(65,044)
住宅一般基準	74,243	60,247	81,574	66,465	54,244	43,848	59,368	48,244

(注) 1. 上記の基準額のほか、学校給食費、通学交通費等の実費が支給され、社会保険料、通勤費等の実費が控除される。

2. 住宅扶助は、一般基準額を示したが、家賃、地代の額がそれを上回る場合は特別基準が適用される。

()内は東京都の場合の特別基準最高額である。

4 出産扶助基準

出産扶助基準については、出産に要する費用の実態に対応するため、分娩介助料等の基準額が五三、〇〇〇円以内から施設分娩の場合六〇、〇〇〇円以内、居宅分娩の場合七二、〇〇〇円以内と大幅に引き上げられた。五十三年度から従来の施設分娩と居宅分娩が同じ基準であったのを改め、二区分の基準とされたが、その理由は、①居宅分娩の適用者は多くはないものの実態料金の上昇が著しいこと、②きめ細かな配慮が必要とされたこと、等によるものである。

また、特別の事情がある場合の基準額は、七五、〇〇〇円以内に引き上げられた。

なお、基準額のほか、衛生材料費三、〇〇〇円と施設分娩の場合は入院に要する必要最少限度額(八日以内の入院)について別に支給されることになっている。

施設分娩の場合、改定された五十三年度の基準額に入院料の実費等を加えると一四万円(特別基準額の場合一五万五千円)程度の水準となり、健康保険法による分娩費の最低保障額(一〇万円)を大きく上回っている。

5 葬祭扶助基準

葬祭扶助基準については、葬祭に要する費用の実態に対応して、基準額が六二、〇〇〇円以内(大人一、二級地)から七四、〇〇〇円以内に引き上げられたほか、自動車の料金その他遺体の運搬に要する費用の支給限度額が六、〇〇〇円から八、二〇〇円に改定された。

なお、必要に応じて先に示した霊柩車代のほか、火葬料、文書料の加算額が認められている。

6 勤労控除

勤労控除のうち業種別基礎控除について

第三四次生活保護基準の改定とともに保護の実施要領の一部改正が行われ、昭和五三年四月一日から適用されることとなった。

今回の改正は、山間へき地等における通勤用自動車の保有を認めたこと、臨海林間学校等夏季施設参加のための交通費を教育扶助の特別基準で認めたこと、出産準備のための費用を統合したこと等を中心に、支給要件の緩和、額の改善、事務簡素化のための権限の委譲等を図った

ては生活扶助基準の改定と同様に一・一%の引上げが行われ、一、二級地の場合で事務職、内職等の職種については、一、四五〇円から一二、七一〇円に、日雇、農業等の職種については一五、二六〇円から一六、九三〇円にそれぞれ引き上げられた。

また、特別控除及び収入に応じて控除額が定められている収入金額別基礎控除についても所要の改善が行われたほか、未成年者が就労して収入を得ている場合に適用される未成年者控除についても、未成年稼働者の処遇充実の一環として六、〇〇〇円から八、〇〇〇円に引き上げられた。

7 最低生活保障水準

五十三年度の生活保護基準改定の内容は以上のとおりであるが、被保護世帯が実際に保障される最低生活保障水準は、被保護者の年齢、性、世帯構成、所在地

ことである。

なお、字句の整理にとどまるもの等特に説明を要しないと思われるものは省略した。

山間、へき地等における

通勤用自動車の保有

(1) 山間、へき地等地理的条件、気象的条件の悪い地域に居住する者が自動車による以外に通勤する方法が金くれないか又は通勤することがきわめて困難であり、

等によって異なるので、いくつかの世帯を想定してその世帯毎の保障水準を示すと表一五(前頁)のとおりとなる。

標準四人世帯の場合は、一級地で一三万二、七八七円(住宅扶助特別基準最高額(東京都)を適用した場合、以下同じ。一五万二、九八七円)となり、また非稼働の老人二人世帯及び老人一人の場合にはそれぞれ八万一、五七四円(一〇万一、七七四円)、五万九、三六八円(七万九、五六八円)となる。

この最低生活保障水準は、一般的な基準(住宅扶助は特別基準も)及び控除に限りて計上したものであり、このほかに必要に応じて、学校給食費(小学校概ね二、五〇〇円(八十二年全国平均))、通学のための交通費、収入金額別基礎控除、特別控除のほか、社会保険料、労働組合費等の実費控除等を加えると、実際に被保護世帯に保障される生活水準は、さらに高いものとなる。

かつ自動車の保有が社会的に相当と認められるときは、都道府県知事の承認により通勤用自動車の保有を認めることとしたこと。(課第3の9)

解説

従来、資産としての自動車の保有は、事業用品としての自動車については、営業種目、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならず、かつ、現に最低生活を維持していくために利用していると認められる

実施要領 の改正

場合などは、その保有を認めて差しつかえないこととされている。

一方、生活用品としての自動車は、身体障害者の通勤用自動車の保有を除き、一般的には認められていない。

しかしながら、山間、へき地等地理的条件、気象的条件の悪い地域に居住する者が自動車により通勤するケースの中には、過疎化に伴う公共交通機関の衰退、地域における自動車保有の増加等のため当該自動車の保有を容認しなければならぬ場合があることから、今回一定の要件に該当するときは都道府県知事の承認を得て通勤用自動車の保有を認めることとしたものである。

まず、山間、へき地等において通勤用自動車の保有が認められる場合の要件は、課第3の9において示されているが、具体的には、次に述べるいずれの条件も満たすことが必要である。

第一は、山間、へき地等地理的条件、気象的条件が悪い地域に居住する者が、自動車による以外通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難なことである。山間、へき地等地理的条件、気象的条件が悪い地域とは、例えば、山村振興法の規定に基づき指定された振興山村や、積雪が特に甚だしく豪雪地帯対策特別措置法の規定に基づき指定された豪雪地帯等をいうものである。また、自動車による以外通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であるとは、道路の事情、公

公共交通機関の運行状態等から判断して、自動車以外に通勤することができないことをいうものである。したがって、単に自動車が原動機付自転車等より便利であるという理由のみで保有を認めるものではない。

第二は、世帯の状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、当該勤務が自立の助長に役立っていることである。すなわち、世帯の人員、構成、世帯員の就労状況及び生活の現況、世帯の住宅事情等からみて、当該勤務が最低限度の生活を維持していくうえで必要なものであって、そのために自動車により通勤しなければならず、かつ、当該勤務が自立の助長に役立っていることが必要である。

第三は、通勤用自動車の保有が地域の実情等から低所得世帯との均衡を失しないことである。自動車の保有が認められるか否かの判断基準としては、当該地域の自動車の普及率が一つの目安となるが、この場合、普及率が唯一の判断基準として機械的に取り扱うことは適当でなく、当該世帯の置かれている特別な事情も勘案することが必要である。また、自動車を保有しない低所得世帯等の状況を的確には握し、当該保有が低所得世帯との均衡を失しないものであることが必要である。このほか、地域の住民感情、生活様式等の実態も十分考慮しなければならない。

第四は、自動車の処分価値が小さく、

通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであり、また、自動車による通勤が公共交通機関による通勤より経済的であることが必要である。具体的には、自動車の処分価値が公共交通機関の利用料金に比べて著しく大きいものでなく、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにはならないものであって、通勤利用上必要最少限度の範囲のものであると認められることである。

また、自動車の一箇月の維持費（通勤利用に伴う燃料費、修理費等）が公共交通機関の一箇月の利用料金より小さいことが必要である。

第五は、勤労収入が維持費を著しく上回ることである。すなわち、当該勤務に伴う収入に占める自動車の維持費の割合が、勤務内容、地域の事情等から判断して、当該地域の一般的な勤労収入に占める通勤交通費の割合と比べ均衡を失することにならないと認められる程度のものであることが必要である。

なお、今回通勤用自動車の保有を都道府県知事の承認によるものとした趣旨は、都道府県内における保有容認の判断基準の統一性を確保するためであることから、当該地域の特殊な事情をも充分考慮するとともにその運用に当たっては地域によって取扱いに著しい差が生じないように留意すること。

次に、自動車の保有が認められる場合は、これまで必要最少限度の燃料費、修

理費及び自動車損害賠償保障法に基づく保険料の額を必要経費として、勤労収入から控除することが認められていたが（課第6の2）、今回、新たに軽自動車税又は自動車税の実費も必要経費として控除して差しつかえないこととした。

また、今回の改正は、自立更生を目的とした贈与により自動車を保有する場合を除き、自動車を新たに購入することまでを認めたものではない。従って、自動車を更新するための必要経費まで控除する趣旨ではないことに留意すること。

なお、身体障害者の通勤用自動車及び今回の山間、へき地等における通勤用自動車以外の生活用品としての自動車の保有は、原則的には認められないが、事情により保有を容認しなければならない場合もあると思われる。このようなときは、引き続き、実施機関は、都道府県本庁及び厚生省とも十分協議したうえでその保有について最終的に判断すること。

産婦加算の改善

(2) 専ら母乳により乳児をほ育てている産婦について、産婦加算の認定期間を三箇月間から六箇月間としたこと。（局第6の2の(2)の(ア)及び(イ)、課第4の(54)）

△解説▽

産婦加算を行う期間は、従来、母乳のみによって乳児をほ育てる産婦については六箇月間とされ、その他の者については三箇月間とされていた。

これを人工栄養費の認定との関連でみ

ると、三箇月間の産婦加算の対象となる産婦が、二〇%以上人工栄養に依存する乳児を保育する場合は、当該乳児に人工栄養費が認定されていたが、人工栄養に依存する率が二〇%に満たない乳児を保育する場合は人工栄養費は認定されていなかった。言いかえると、母乳のみによって乳児を保育していないが、専ら母乳によって乳児を保育している産婦の場合は、保育している乳児について人工栄養費は認定されず、また産婦加算を行う期間も六箇月でなく三箇月というケースが厳密には存在していた。そこで、人工栄養費が認定されない乳児を専ら母乳により保育している産婦については、授乳のための栄養補給の観点から産婦加算の認定期間を三箇月間から六箇月間に延長したものである。

したがって、産婦加算を行う期間は、保育している乳児について人工栄養費が算定されているか否かを基準として認定するものであること。

母子加算の対象児童の範囲の拡大

(3) 児童扶養手当及び母子福祉年金の支給対象児童の範囲が昭和五三年四月一日より、一八歳未満の者までに拡大されたことに伴い、母子加算の支給対象も同様の範囲に改めたこと。(告示別表第1第2章の3の(2)及び(3)並びに局第6の2の(2)のウの(イ)及び(ロ))

△解説▽

母子加算の支給対象児童の範囲につい

ては、児童扶養手当及び母子福祉年金と同様に、昭和五一年より三箇年計画で「義務教育終了前の者」から「一八歳未満の者」(一定の障害のある者については、従来どうり二〇歳未満の者)にまで拡大されてきたが、昭和五三年三月三十一日での経過措置が終了したため、告示及びこれに関連する局長通達の改正を行ったものである。

なお、局第6の2の(2)のウの(ロ)の「義務教育終了前の児童」については、従来どうり、母子加算額の具体的算定に当たっての標準となるので留意すること。

出産準備のための費用

(4) 出産準備のための被服費等の統合を図ったこと。(局第6の2の(5)の(ロ))

△解説▽

従来、出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつを用意する必要がある場合には、各々の需要に応じ真に必要なものを個別に、被服費の中で定められた各品目毎の基準額の範囲内で支給できることとされていた。

しかし、一般家庭においては、出産を控えて新生児のためになかと思いの回りの品を準備する生活実態があり、その生活実態に対応するため、従来、被服費の中で品目毎に設定されていた布団類、被服、おむつの新生児にかかる支給規定を統合するとともに、その他出産準備に要する諸費用を含め、出産準備のための費用として新生児一人当たり三三、〇〇〇

円以内の額を支給できることとした。

これに伴い、従来の被服費中の新生児にかかる規定は、発展的に解消され、本制度に吸収されたことから、新生児について本制度と他の被服費等の規定が重複することはないものである。

この運用にあたっては、被保護世帯の新生児の健全な成長を願うという観点から、出産に際して新生児のための必要な物品を需要に応じて購入できるよう、金銭給付を原則とするとともに、一括して支給して差しつかえないこととしている。

また、認定時期については、原則として母子保健手帳等の確認により、出産予定日の属する月の前月に認定して差しつかえないこと。

ただし、出産後保護開始となった場合は、世帯の状況によってこれらの費用が真に必要なであると認められる場合も考えられるので、出産後四週間以内に保護開始となった場合に限り、基準額の範囲内で支給して差しつかえないこと。

なお、支給の認定にあたっては、入学準備金と同様、保護の変更申請書を徴することなく職権変更により、認定すること。

被服費の金額改定

(5) 蚊帳・網戸の支給基準限度額を、四、〇〇〇円から四、八〇〇円に引き上げたこと。(局第6の2の(5)の(ロ))

(6) 災害時における布団類、被服類の支

給基準限度額を、災害救助法による基準に準じて引き上げたこと。(局第6の2の(5)の(ロ))

△解説▽

被服費等の一時扶助の支給基準限度額の改定については、昨年度において布団類、平常着、紙おむつ、家具什器費など大幅な改善を図った関係上、本年度は、ほとんど手直しを要しない状況にあったが、蚊帳等については、関連物価の動向等を勘案し、支給基準限度額の改定を行うとともに、災害時における被服類等の支給限度額について災害救助法による基準に準じて引上げを図ったものである。

配電設備等の特別基準

(7) 配電設備費及び水道、井戸又は下水道設備費の特別基準の額を一万円から保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額に改めたこと。(局第6の2の(9)の(ロ)及び(イ)の(ロ))

△解説▽

配電設備及び水道、井戸又は下水道設備が真に必要なと認められる場合は、その費用について生活扶助の一時扶助として、実施機関限りで一万円の範囲内で特別基準の設定ができるものとされていたが、今回これらにかかる費用の実態に対応するため、この特別基準の額を保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額(昭和五三年度、五五、〇〇〇円)まで認定できることとした。

夏季施設参加のための交通費

(8) 小学校、中学校又は教育委員会が行う夏季施設に、児童又は生徒が参加する場合の交通費を支給できることとしたこと。(周第6の3の(4))

〔解説〕

小学校、中学校又は教育委員会が夏季休業日等に行う臨海林間学校(以下「夏季施設」という)の最近の実施状況を見ると、全国の学校で活発に行われており、しかもその内容をみると、対象となる学年の児童又は生徒が全員参加している実態にある。

一方、被保護世帯においては、夏季施設に参加する費用を生活のやりくりの中で対応することは、なかなか困難であり、かなりの家計の負担となっている実情がある。

そこで、本年度から、小学校、中学校又は教育委員会が行う夏季施設に、当該学年の児童又は生徒の全員が参加する場合であつて、その地域のほとんどすべての小学校又は中学校が夏季施設を実施しているときは、その参加のために必要ない最少限度の交通費の額を、教育扶助の特別基準の設定があつたものとして支給できるみちをひらいた。

ところで、現在、夏季施設については、小学校及び中学校の各学習指導要領ではすべての学校において実施しなければならぬ学校行事等とはされておらず、また、文部省が行っている就学困難な

児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の対象にもなっていないことから、これに参加するための費用が生活保護法にいう義務教育に伴つて必要とされる最低限度のものであるかどうかが問題となる。

まず、夏季施設に参加することが義務教育に伴つて必要なものであるかどうかについてみると、たしかに夏季施設は、学習指導要領上、いずれの学校においても実施しなければならないとはされていないが、一方、学校において特に必要がある場合には、学習指導要領に示す各教科の各学年、各分野もしくは各領域の目標又は道徳もしくは特別活動の目標やこれらの内容の趣旨を逸脱したり、生徒に負担過重となることのない限りにおいて、同要領に示していない内容を加えても差しつかえないとされている。また、文部省通達では、学校が夏季施設を開設する場合の留意事項を示している。さらに、学年の児童又は生徒が全員参加している実態にあれば、学校行事等として認められている遠足や修学旅行と何らかわらない外見と内容を示していることから、学校又は教育委員会が行う夏季施設は、学校教育活動の一環として認めることができる。これらを勘案すれば夏季施設は義務教育に伴つて必要なものと認認できるものと考えられる。

次に、夏季施設参加のための費用が最低生活を維持するうえで認められるか否

かについてみると、前記通達では、夏季施設への参加は家庭の自由意志によるものとされてはいるものの、夏季施設が学校教育活動の一環として組み込まれ、しかも、学年の児童又は生徒が全員参加している実態にある場合は、そのための費用は、半ば義務的経費の様相を示し、被保護世帯においても何らかのやりくりの中で対応せざるを得ないと思われることから、この費用を最低限度の生活維持のために必要なものと認めても地域の一般世帯との均衡を失することにはならないと思われる。

このような背景、趣旨から、夏季施設参加のための交通費を教育扶助で創設することとしたものである。

なお、夏季施設参加のための交通費を特別基準で対応したのは、夏季施設の実施の形態が多岐にわたっており、また、全ての学校が夏季施設を実施しているものではないという実情に立ちつつ、可能な限り被保護者の個別的具体的需要に対応していくという考え方に基づいたものである。

次に、この費用の認定に際して留意すべき点は次のとおりである。

まず第一に、学校又は教育委員会が行う夏季施設であることである。必ずしも学校又は教育委員会が主催するという形式を必要としないが、実態として学校が夏季施設の計画実施について主導的役割を担っている必要がある。

第二に、夏季施設が学年を単位に実施

され、対象となる学年の児童又は生徒の全員が参加している実態にあることである。したがって、クラス単位とか、特定の有志のみを対象とした任意の校外活動は対象とされない。因みに、夏季施設の実態をみると、小学校では五年生、中学校では二年生の学年時に行われるのが通例のようである。

第三に、地域のほとんどすべての学校が実施していることが必要であるが、この場合の地域の範囲及び当該地域における学校の実施率については、この制度が夏季施設への参加を通じて、児童又は生徒の健全な育成を図るという意義をもって創設されたことから実施機関において弾力的に判断して差しつかえない。

第四に、対象となる費用は、夏季施設参加のための交通費に限られるものである。

また、対象とすべき交通費の範囲であるが、参加する児童又は生徒全員が共通に負担する額を限度とするものである。この場合、市町村、PTA等が、低所得者世帯の児童又は生徒に対しこれらに要する費用を補助又は負担している場合にあっては当然これらの措置が優先し、今回の措置が現存の措置に代るものではない。

なお、地域によっては、夏季施設の代替としてそれが冬季に行われる場合も、今回の措置の対象として差しつかえない。いずれにしても学年を通して一回を限度とするものである。

教育扶助の付添交通費等

(9) 盲学校、ろう学校又は養護学校以外の小学校又は中学校に通学する児童、生徒についても、一定期間付添いがなければ通学がきわめて困難な場合には、付添交通費を支給できることとしたこと。

(課第4の45)

〈解説〉

従来、盲学校、ろう学校又は養護学校の小学部又は中学部に通学する児童、生徒であつて、付添いがなければ通学できないか又はきわめて困難な者については、付添交通費を支給できることとしていたが、本年度から特殊学級を含む一般の小学校又は中学校に通学する児童、生徒についても付添交通費を支給できるように付添交通費の支給要件を拡大することとした。

通常、付添いがなければ通学できないとされる者は、盲学校、ろう学校又は養護学校に通学する児童、生徒のなかにはみられても、特殊学級を含む一般の小学校又は中学校に通学する児童、生徒にはないこととされているが、事故による骨折など、負傷、疾病等により一定期間付添いを必要とするケースがみられるため、このような場合付添交通費を支給できることとしたものである。

まず、「身体的事情等により一定期間付添いがなければ通学することができない場合」の「身体的事情等」とは、負傷、疾病、あるいは精神上の理由等付添

いが必要となつた事由の如何を問わないものであり、また、一定期間とは、ある

程度の期間を超過すれば付添いが不要となる程度の期間をいうものである。これは、学年を通して、あるいはより長期の学校生活の期間を通して常時付添いを必要とすることは一般の小学校又は中学校にあつては建前上あり得ないという考え方からこのような表現になつたものである。すなわち、学校教育法では、常時付添いがなければ通学がきわめて困難な状態にあると思われる者は、盲学校、ろう学校等特殊教育諸学校に就学しなければならぬとされているからである。(学校教育法第二二条、第三九条、第七一条参照、なお、養護学校にかかる就学義務の規定は、政令により五四年四月一日から施行されることとなつてゐる。)

なお、前述のとおり、養護学校の就学義務の規定が施行されるまでの間において、小学校又は中学校の特殊学級に通学する児童・生徒のなかで、かなり長期間付添交通費を必要とするケースも考えられるが、これについては学校当局、都道府県又は市町村の教育委員会の見解を求めたうえ実施機関が必要やむを得ないと認めた場合は付添交通費の支給対象として差しつかえない。

次に、付添交通費の申請があつた場合には、実施機関はまず学校当局に対し父母等の付添いを必要とするか否かを照会することが必要である。児童・生徒の親が何らかの心配のもとに付添いたいとい

うだけではこの支給の対象とすることはできない。

一般に学校では、原則として親の付添いは好ましくないとしており、また、付添いを要する場合であっても、前述したとおり、身体的条件によつては特殊教育諸学校への転学指導がなされる場合もあるからである。さらに疑義の残る場合には、都道府県又は市町村の教育委員会に照会を行う必要もでてこよう。要するに、被保護者の申立のみに依存することなく、学校当局等の要請により付添交通費の支給を認定していくこととなる。

(10) 災害時の学用品費の再支給基準額を、小学校の場合六、八〇〇円から七、一〇〇円に、中学校の場合一三、五〇〇円から一四、二〇〇円にそれぞれ引き上げたこと。(局第6の3の(5))

〈解説〉

災害時等の学用品費再支給については、文部省が行つてゐる就学奨励補助の改定に準じて基準額の改定を行つたものである。

単身入院患者の退院時の住宅費

(11) 保護受給中の単身者が退院、退所した場合の住宅費について、退院、退所した月の前月分の家賃、間代が必要なときは、退院、退所日以前一箇月を限度として一箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を日割計算により計上できることとしたこと。(局第6の4の(1)のウの(1))

〈解説〉

保護受給中の単身者が月の途中で退院、退所した場合において、日割計算による家賃、間代をこえて家賃、間代を必要とするときは、従来、一箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を計上して差しつかえないこととされていた。

これは、一般に単身者が月の途中で退院、退所する場合には、退院、退所前にあらかじめ住居を確保することが必要であり、また、その支払の実態をみると当該月の一箇月分の家賃を支払う慣行もあることからこれに対応して設けられたものである。

しかしながら、家賃、間代については契約と同時に家主より支払を求められる実態もあることから、地域の住宅事情により早目に住宅を確保する必要がある場合、あるいは退院予定日に病状の変化等のため退院できず実際の退院日が延びた場合等を考えると、月の初めに退院した場合と、月末に退院した場合とは、住宅費の支払いの面からみて均衡を失つてはならないかという意見もあつた。そこで、月の中途のいずれの日も退院、退所しても、日割計算をこえて家賃、間代を必要とする場合は、当該月に限らず、前月分の家賃、間代を退院又は退所した日以前一箇月を限度として一箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえないこととしたものである。なお、この場合認定できる家

賃、間代の額は、一箇月分の家賃、間代の基準額を日割計算した額の範囲内である。

また、「退院又は退所した日以前一箇月」とは、実際に退院又は退所した日から起算して一箇月の範囲内であること。

したがってこの認定にあつては、実際に退院、退所した日を確認して行うことが必要である。

なお、この住宅費に係る実施責任は、入院、入所の被保護者に対し保護の実施責任を負う実施機関にあるものとする。

敷金等が認められる場合

(四) 次の場合は、あらかじめ都道府県知事の承認を得ることなく、実施機関限りで敷金等を認めてもよいこととしたこと。(課第4の30)

- ① 家主が相当の理由をもって立退きを要求し又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合(第12号)
- ② 離婚により新たに住居を必要とする場合(第13号)

△解説

敷金等については、実施機関限りで認定できる場合を課第4の30に定型的に列挙し、それ以外は都道府県知事の承認を必要としているところである。

今回、新たに実施機関に権限委譲した前述の二つの場合は、昭和五十一年度の改正以後、都道府県知事の承認により敷金等が認定されたケースのうちの大半を占

めるものであり、この権限委譲により、通常、敷金等の認定が必要と認められる場合は、ほぼ実施機関限りで対応できることになると思われる。

今回追加した各号の趣旨及び留意事項は次のとおりである。

①家主は借家人に対し「正当の事由」がなければ、賃貸借契約の更新を拒んだり又は解約の申入れをすることができないとされており(借家法第1条の2)、この「正当の事由」の有無については、多くの判例等があり、事例の類型分類も行われているところである。

そこで、本号においては、被保護者が家主から、「正当の事由」と同程度の事由をもって立退きを要求され、或いは借家契約の更新を拒絶された場合などは、裁判等により「正当の事由」が認められなくても、転居に必要な敷金等を実施機関限りで認定して差しつかえないこととしたものである。

ここで、「正当の事由」とせず「相当の事由」としたのは、借家人からみて、家主の立退き要求が相当の客観性をもっており、かつ、その要求が続く限り、現在の住居において従来どおり居住することが期し難いと考えられる状況にあれば、必ずしも当該事例が過去の判例等で「正当の事由あり」とされたいづれかの例にあてはまらなくてもよいという趣旨から、判例等について「正当の事由」より若干幅を広げた規

定としたものである。従って、家主と個人的な感情のもつれから転居を余儀なくされるような場合まで含む趣旨ではないので注意すること。

過去の判例等で「正当の事由」があると考えた代表例としては次のようなものがあり、実施機関はこれらの例に準ずるような事例について敷金等を認定することとなるが、「相当の事由」について実施機関限りで判断がつかない場合は、従来どおり都道府県知事の承認を得ること。

ア、家主が失職し、病気になるため、当該家屋で営業するのでなければ、生計に窮する場合など家主が当該家屋を自分で使用する必要が生じたとき

イ、家主が高齢の女性で、生計に窮しており、生活を建て直すため、当該家屋を売却する場合など家主が当該家屋を売却又は賃貸する必要があるとき

ウ、家屋が朽蝕し、危険防止、保健衛生等の観点から取りこわし、大改造を行う必要があるとき

②夫婦間の不平等により親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が離婚した後新たな生活を営むためそこから転居する場合は、現行第11号の規定により実施機関限りで敷金等を認定することができるが、一時的に寄宿することなく、離婚と同時にこれまで居住していた住居から転居する場合もあるの

で、今回の改正により、このような場合も実施機関限りで敷金等を認定できることとしたものである。

ここにいう「離婚」とは、協議上の離婚、裁判上の離婚を問わず、離婚の届出により、法的に婚姻関係を解消した場合をいい、単なる一時的な別居や内縁関係の廃止は含まないものである。したがって、離婚に類似する事例で特に敷金等を認定する必要性がある場合は、従来どおり都道府県知事の承認を得ること。

単身入院患者の住宅費の取扱いの特例

住宅費関係では、実施要領の改正ではないが、昭和五十一年三月三十一日付社会局長通知の改正を行った。

(四) 単身入院患者が入院後の事情の変更等により、六箇月を超えて入院を継続することが明らかになった場合であつて、そのときより三箇月以内に確実に退院できる見込みのあるときは、更に三箇月を限度として特例的に住宅費を承認できるが、その場合の社会局長に対する協議を要しないこととしたこと。(昭和五十一年三月三十一日社保第五号社会局長通知の改正)

△解説

単身入院患者については、局第6―4―(1)―ウ―(3)により、入院後六箇月以内に退院できる見込みがある場合は、入院後六箇月間を限度として住宅費を認定し

て差しつかえないこととされている。

これは、単身入院患者の入院期間が短期間であつて、その間も退院後の帰来先を確保するため、従来どおり住宅費を支払っている実態にある場合には、入院中といえども依然生活の場は入院前の住居にあると考えることが社会通念上妥当であることにかんがみ、認められている措置である。

また、昭和五十一年三月三十一日社保第五号社会局長通知により、入院中も局第6-4-1(ウ)-3により住宅費を認定されていた者が入院後の病状の変化等に伴い六箇月以内に退院できなくなった場合であつても、その時点から更に三箇月以内に確実に退院できる見込みがあるときは、都道府県知事・指定都市市長は三箇月を限度として、社会局長に協議したうえ、特例的に住宅費を承認して差しつかえないこととしている。

この通知の後これまで二年間に約七〇件の協議が行われたが、その後の退院状況を照会したところ、ほとんどすべての者は三箇月以内に退院していることがわかり、都道府県・指定都市における考え方も一応確立されてきたものと考えられるので、事務簡素化の観点から、今年度より住宅費の取扱ひの特例の承認に当たっては、社会局長協議を要しないものとしたものである。

都道府県知事・指定都市市長が承認する際の基本的な考え方、福祉事務所長から取り寄せるべき資料等については、通

知で示したところであるが、特に承認に当たっては当該入院患者の処遇方針、当該住宅の事情等の資料をもとに、特別な取扱ひをする必要性、退院の見通し等を十分検討するとともに、結核、精神病等一般に長期入院を要する疾病については技術実員等の意見を徴することなどが必要である。

なお、この措置は入院中の住宅費を支給するという例外的なものであるので、これまで社会局長に協議した例のない都道府県・指定都市にあつては、審査に当り疑義を生じた場合には本省保護課に照会すること。

住宅維持費の特別基準

(4) 補修費等住宅維持費の特別基準の限度額を九万円から一〇万円に引き上げたこと。(局第6の4の(ウ)イ)

△解説△

家屋の修理又は補修その他維持に要する費用が一般基準額で賄えない場合であつてやむを得ない事情があると認められるときは、都道府県知事の承認を得たうえ、特別基準が設定できるものとされ、その額は年額九万円の範囲内であつたが、これを年額一〇万円の範囲内とする改善を図つた。

住宅維持費の特別基準額は、従来、一般基準額の改定にあわせて、同時に引き上げられてきたが、今回特別基準額のみを引き上げを図つたのは、住宅維持費の支給内容をみると、金般的には一般基準

額で賄えるものの、補修内容によっては現在の都道府県知事承認による特別基準額を超えるケースもみられるようになったため、この面の改善を優先したものである。

入浴設備付設要件の改善

(5) 入浴設備付設要件の表現の緩和を図つたこと。(課第4の14)

△解説△

入浴設備の付設は、従来、重度の身体障害者、歩行困難な老人等であつて自宅において入浴することが真に必要と認められる者のほか、これ以外の者であつても(一)おむね30分以内の距離に公衆浴場がなく、かつ、もらい湯が期待できないこと、(二)当該地域のほとんどの世帯が入浴設備を付設しており、当該付設が地域の一般世帯との均衡を失しないと認められること、の二つの要件を満たす場合に認められていたが、このうち(一)の時間の表示については、表現が具体的なため、いたずらに制度の厳しさが強調されるといふ意見もあり、その緩和ないし徹底について検討を重ねてきたが、今回「他に適当な入浴方法がなく」という表現に改めることとした。

(一)の要件の表現の緩和に伴いどのような場合に入浴設備の付設が認められるかは結局当該地域の実情に即したものであることが要請されるが、具体的には最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間等が当該地域の公衆浴場利用者の実態及び当

該世帯の世帯員の年齢、健康状態等からみて適当かどうか、また、近隣よりのもらい湯の可能性等他に適当な入浴の方法があるか否か等について当該地域及び当該世帯の実情から総合的に勘案して判断していくことになる。

なお、従来の(二)の要件をも具備する必要があることはいうまでもない。

出産扶助の特別基準

(6) 出産扶助基準額五三、〇〇〇円を施設分べんの場合六〇、〇〇〇円に、居宅分べんの場合七二、〇〇〇円に、同特別基準額六八、〇〇〇円を七五、〇〇〇円にそれぞれ引き上げたこと。(告示別表第5の1、局第6の6の(1)及び(2))

△解説△

分べん介助料等の費用については、医療給付の対象とはならず全くの自由診療であるため、その額も地域、施設により大きな差が生じている。最低生活保障たる本制度においてそのすべてをカバーすることはでき得ないが、現実の出産に支障の生じないよう所要額を確保する方向で年々その改善を図つてきた。

本年度は、さらに実態にきめこまかく対応するための施設分べん、居宅分べんのそれぞれについて基準額を設定するとともに、額の引き上げを図つた。

また、出産予定日の急変等の場合の特別基準額についても、民間施設における分べん介助料の実態を考慮して所要の改善を行つた。なお、居宅分べんの場合に

別表1 出産扶助費限度額算定表

		基準額(53年度)	
		甲表病院	乙表診療所
		(特2類看護)	(基準なし)
基準額分		60,000円(特別基準75,000円)	
入院料	入院時医学管理料	175点	100点
	室料	100	100
	基準寝具加算	11	—
	病衣貸与加算	3	—
	看護料	91	71
	基準看護	224	—
	新生児介補料	224	24
	給食料	100	100
	基準給食加算	31	—
	小計(A)	959	395
8日分入院料		76,720円	31,600円
衛生材料費		3,000円	
合計	一般基準	139,720円	94,600円
	特別基準	154,720円	109,600円

別表2 基準看護の種類別看護関係加算点数

基準看護の種類	承認要件 看護婦 入院患者	基準看護関係加算点数 (1日あたり)		
		基準看護加算	新生児介補料加算	計
特2類	1:2.5	224点	224点	448点
特1類	1:3	170	170	340
1	1:4	102	102	204
2	1:5	61	61	122
3	1:6	36	24	60
未承認	1:—	—	24	24

(注) 看護料の額は、別途算定される。

においても、真にやむを得ない事情がある場合は、従来どおり特別基準を設定して差しつかえないこと。

これにより、特二類看護の甲表病院に八日間入院した場合の出産扶助の総額は、一三九、七二〇円、特別基準で一五四、七二〇円となり、基準看護でない乙表診療所の場合は、それぞれ九四、六〇〇円、及び一〇九、六〇〇円となった。(別表参照)

葬祭扶助の遺体運搬料

葬祭扶助の遺体運搬料の限度額を六、〇〇〇円から八、二〇〇円まで引き上げたこと。(告示別表第7の3)

△解説▽

葬祭に要する費用の額が基準額をこえる場合、遺体運搬料については、六、〇〇〇円まで実費が認定される仕組みとなっていたが、この限度額を遺体運搬料の実態に対応させるため八、二〇〇円に引き上げた。

霊柩自動車の運賃は、陸運局の認可料金となっており地域によって多少異なるほか、距離や作業時間の加算及び冬期、深夜、早朝の割増料金が加算される仕組みとなっている。

なお、普通車については、生活保護法の適用がある場合には、基本額が免除されることとなっているので留意すること。

年金等の収入認定

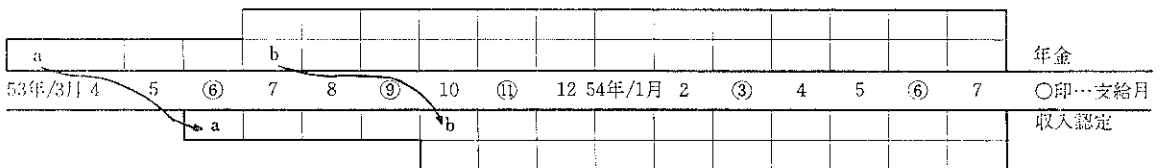
④ 福祉年金等の額の改定に伴う収入認定の取扱いについての規定を整理するとともに、年金等が一支給月に改定前の額と改定後の額が併せて支給される場合の取扱いについて、年金等の全般に共通する規定を設けたこと。(課第6の51)

△解説▽

福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び福祉手当の支給月が、昭和五二年より、従来の一月、五月、九月から、四月(二月、一、二、三月分)、八月(四、五、六、七月分)、一二月(八、九、一〇、十一月分)に変更されたこと、及び近年、年金等の額の改定時

期が年度により繰り上げられ、あるいは繰り下げられるなど異なる場合があることから、現行課第6の52を削除するとともに、年金額の改定期が支払期月と一致せず、一ヶ月における支給額に、改定前の額と改定後の額が含まれる場合の取扱いを課6の51にまとめて規定したものである。

昭和五三年度は福祉



a : 改定前の年金額, b : 改定後の年金額

社年金等の額の改定時期は八月とされ、
たまたま改正後の支給月と一致するため、この問題が生じないことから、例を
国民年金(拠出制)にとつて説明する。
国民年金は、三月に二、一、二月分
が、六月に三、四、五月分が、九月に
六、七、八月分が、十一月に九、一〇、
十一月分がそれぞれ支払われることにな
っているが、昭和五十三年度は七月に年金
額の改定が行われるため、例えば、改定
前の年金額をa、改定後の年金額をbと
すると、昭和五十三年六月には(a+a+a
a)九月には(a+b+b)、一、二、三
月には(b+b+b)、五、六、七月には

(b+b+b)がそれぞれ支給されるこ
とになる。

これを局第7の1の(4)の原則により収
入認定すると、国民年金の収入充当額は
六、七、八月は各a、九、一〇月は各
a+2b、十一月、十二月、一月、二月は各
3b、三、四、五月は各bと年一回の
年金額の改定のために、年三回の収入充
当額の変更を行わなければならないが、事務
手続が甚だ煩瑣である。

そこで、事務手続の簡素化及び年金制
度の趣旨から、六月に支給される三箇月
分(a+a+a)は、六、七、八月(各

a)に、九月に支給される三箇月分(a
+b+b)は九月にaを、一〇月及び一
月にはbを、十一月に支給される三箇月
分(b+b+b)は一二月以降の各月に
それぞれ順を追って(各月b)収入充当
する(前頁下段参照)こととし、同一年
金については、収入認定額の変更を一年
に一回だけ行うことを認めたのが今回の
改正の趣旨である。

なお、この取扱いはあくまで継続世帯
を前提とした事務簡素化の観点から認め
られるものであるので、局第7の1の(4)
により収入認定することにより保護の停
止又は廃止となる場合は、課第6の51の

療扶助の運営は重要な課題となつてきて
いる。

したがって、五十三年度の医療扶助の
運営に当たっては、特に次の事項に留意
し、適正な運営に努める必要がある。

一、受診確保対策について

医療の給付は、他の扶助と異なり、指
定医療機関に委託して行われる特殊性を
有していることから、医療扶助の円滑な
運営を図るためには医療機関の指定が促
進される必要がある。この問題について
は、従来から医療関係団体等の協力を得
て、指定促進の方途を講じているところ
であるが、現状においては十分であると
はいえない実情にある。

五十二年六月現在において、その指定

取扱いによることは認められず、それぞ
れ保護の停止又は廃止の手続をとるこ
と。また、継続世帯の場合であっても、
加算額の変更や四月の基準改定との関連
あるいは電算機処理等のため、原則どお
り均等分割を行った方がより合理的であ
るような場合にはこれを妨げるものでは
ないので、いずれによるかは各実施機関
の実施体制等をも考慮のうえ、決定する
こと。

率は医科七七・五%、歯科五四・八%
(本誌五十二年十二月号参照)となつて
おり、とりわけ歯科医療機関の指定率が
低い状況にある。

したがって、被保護者の受診の機会を
確保するため、医療関係団体の理解と協
力のもとに、歯科を重点として医療機関
の指定促進が図られるよう努力する必要
がある。

また、国立大学附属病院の指定促進に
ついては、従来より、文部省当局に対し
て協力依頼を行い、年々その増加に努め
てきているところであるが、最近におい
ては、五十一年度で四大学附属病院、五
十二年度で二大学附属病院を新たに指定
した。

今後、厚生省としては未指定の病院
について指定が図られるよう文部省に対

医療扶助の 運営方向

昭和五十三年度における医療扶助運営
についての基本方針が、先般開催された
全国民生主管課長会議及び全国生活保護
担当係長会議において示されたので、そ

体の四分の三が世帯主あるいは世帯員が
傷病のためとするものである。

こうした現状から、生活保護制度全体
に占める医療扶助のウェイトはきわめて
高く、制度の適正な実施を図るうえで医

して協力要請を行っていくが、これら未指定の病院所在地の都道府県においても、直接病院関係者に対し積極的に指定について働きかけること。

二、医療扶助受給ケースに対する適切な処遇の確保

生活保護法は、経済給付を行い、国民の最低生活を保障すると同時に、被保護世帯の自立助長を究極の目的としている。

そのため、ケースに対する処遇方針を具体的に樹立し、それに基づいたケースワークが要請されることとなるが、この場合、個々のケースの実態が的確には把握されなければ適切なケース処遇は実現し得ない。ところが、医療扶助受給ケースについては必ずしも適切に行われているとはいえない現状にある。例えば、稼働年齢層の長期外来ケースにおいて、病状は握が的確に行われておれば就労指導すべきものについて慢然と療養指導を行っている事例、あるいは、就労指導の処遇方針を掲げているケースであっても病状が相当悪化しているためむしろ療養専念を指導すべき事例等がしばしばみられる。

ちなみに、五十一年度の監査結果をみると「病状は握が十分行われていない」ため、適切な処遇が行われていないと指摘されたものが指摘ケース全体の一四%を占めている(第二表)。

また、ケースの実態を十分は握しなから、適切なケース処遇に結びついていない事例も多くみられる。こうした実態を改善し、医療扶助受給ケースに対する適切な処遇確保を図るため、五十三年度においては特に次の事項を中心に運営に当たること。

(一) 病状は握について

適切なケース処遇を行うため、医療扶助受給ケースについては、まず病状を的確には握しなければならぬ。そのための具体的方法としては、第一に、レセプトの活用を図ることである。レセプトには、患者に給付された医療の内容が集約されており、しかも最も身近にある資料としてこれを活用することにより患者の病状を適切には握することが可能である。

第二に、嘱託医制度の活用を図ることである。医療の分野は、医学的専門知識が要求されることから、ややもすると医師まかせになってしまふきらいがある。医療扶助において嘱託制度を設けているのは、まさにこうした傾向を防止し、実施機関として必要に応じ専門的な判断をも行い、医療扶助受給ケースに対し、より適切な処遇を行うためのものである。嘱託医の活用が十分でないため処遇に問題ありとするケースも多くみられることから、今後、積極的にその活用を図ること。

第三に、病状は握において重要な問題は、担当員が主治医から意見を徴取することである。患者に対して医療の給付を行い、その病状について最も理解してい

るのは主治医である。そのため担当員は、適切な方法により主治医の意見を随時徴取し、病状を的確には握するよう努めること。

(二) 組織的処遇推進の確立

病状は握を行った後それによるケース処遇にどう反映させるかが問題である。しばしば見受けられる事例として、処遇困難ケースを抱えている福祉事務所において、所全体として何ら検討を加えず、ただ担当員一人が悩んでいる例がある。このような場合、行政機関として福祉事務所がどう対処するかを組織を通じて検討し、その方針を樹立し

第1表 被保護人員、医療扶助人員の年次推移

	被保護実人員(㉔)	保 護 率	医療扶助人員(㉕)	指 数		医療扶助率(㉖)/(㉗)	(参考) 入院
				被保護実人員	医療扶助人員		
40 年 度	1,598,821人	16.3%	616,286人	100.0	100.0	38.5%	24.2%
45 〃	1,344,306	13.0	701,783	84.1	113.9	52.5	27.2
46 〃	1,325,218	12.6	722,801	82.9	117.3	54.5	27.5
47 〃	1,349,000	12.7	758,868	84.4	123.1	56.3	27.1
48 〃	1,345,549	12.4	763,249	84.2	123.8	56.7	26.1
49 〃	1,312,339	11.9	755,572	82.1	122.6	57.6	25.8
50 〃	1,349,230	12.1	785,084	84.4	127.4	58.2	25.1
51 〃	1,358,316	12.0	793,458	85.0	128.7	58.4	24.7

第2表 51年度ケース検討結果(指摘の内容)

区 分	処置方針	資産活用	扶 養	他法施策	最低生活費	収入認定	病状は握	稼 働	その他	計
合 計	9.1%	2.0%	5.8%	10.7%	11.2%	20.6%	13.6%	5.1%	22.0%	100.0%
長期傷病者(入院外)ケース	8.8	1.4	4.1	8.9	10.2	15.3	25.6	4.4	21.2	100.0
稼働年齢層(その他)ケース	8.6	1.6	3.4	9.3	7.9	25.0	12.0	8.0	24.2	100.0
要 介 護 ケ ー ス	10.5	2.8	9.6	13.5	16.3	19.8	5.6	2.7	19.3	100.0
そ の 他 ケ ー ス	8.7	2.5	7.5	12.1	11.8	19.8	12.5	3.6	21.6	100.0

ていく必要がある。

具体的方法としては、まず、いわゆる三者連携の強化を中心とした医療扶助運営体制の強化を図り、さらに、福祉事務所としての処遇の推進を確立するため、ケース診断会議、研究会等を開催するとともに、ケースの進行管理を円滑に行うため査察指導機能を強化していかなければならない。また、こうした過程において、福祉事務所内で解決し得ない問題については、本庁協議を行い、問題によっては医療扶助審議会に諮るなど組織的に

ケースの処遇を推進していく必要がある。

三 指定医療機関との連携

これまで生活保護を担当する行政機関内部の問題を取り上げてきたが、医療扶助は、指定医療機関を通じて行われる性格のものであることから、指定医療機関の理解と協力なくしては、適切な処遇は確保できない。したがって指定医療機関に対し、生活保護制度の趣旨を一層理解するよう働きかけ、運営に対する協力を得るとともに、医療扶助受給ケースに対

する適切な処遇を確保するため、一般指導、個別指導等を積極的に行う必要がある。更に、こうした運営が円滑に推進されるよう、医師会等関係団体との協議の場を設けるなどその理解と協力を得るための努力が必要である。

なお、最近、精神病患者が増加傾向にあることから、その処遇に当たっては、衛生部局、保健所等関係行政機関との有機的連携を図る必要がある。そのため、定期的な連絡会議等を開催し、適切な対応策を講ずること。

三、その他

現在の医療保障制度は、保険制度、公費負担制度等相当多岐にわたっていることから、医療扶助の実施に当たっては、優先して活用すべき他法他施策の確認に万全を期すこと。また、医療費の知事決定の段階における審査についても、従来と同様、その体制の強化に努めるとともに、適正な実施の確保を図ること。

医療扶助運営 要領の改正

医療扶助運営要領については、直ちに入院を要する併給患者について入院月の医療要否意見書を省略したこと、精神病以外の傷病について一時外泊を認めたとなどの改正を行い、四月一日から適用することとした。

一、直ちに入院を要する 併給患者について

入院月の要否意見書を省略したこと
(第3の1の(3)のウのイ)

保護変更申請書(傷病届)により入院医療を開始する場合は、あらかじめ入院する前に医療要否意見書の提出を求め、入院の要否を検討したうえ、入院医療を認めていたところであるが、例えば、急性虫垂炎等急性疾患の場合や初診の段階において直ちに入院を要する傷病の場合、あるいは、従来から入院外医療を受けていても、症状の急激な悪化等により直ちに入院を要する場合については、医療要否意見書の提出を求めることは、実態にそぐわない点もあることから、こうした場合は、入院時の医療要否意見書の提出を求める必要がないこととした。

つまり、今回の改正により入院時の医

療要否意見書を省略できる場合は、あくまでも入院することにつき時間的緊急性が認められるものに限られるものであるから、あらかじめ入院が予測され、それまでは日数的に余裕があるような場合については、従来通り医療要否意見書の提出を求めることとなる。なお、省略された場合であっても、医療機関との連絡を密にし、入院見込期間等実態は握を十分に行う必要がある。

また、今回の改正によっても、医療単給世帯の入院については、保護の要否判定の問題とも直接関連があることから、入院外の取扱いと同様医療要否意見書を提出させることが必要である。さらに、結核及び精神病(結核入院要否意見書、精神病入院要否意見書の提出を必要とするもの)については、他法の活用が考えられることから今回の改正の対象とならないことは従来通りである。

二、移送費の支給範囲の 拡大について

なお、入院月の医療要否意見書が省略された場合、第二月以降の入院医療の要否を判断するに当たっては、第二月目の医療券を発行する際に、医療要否意見書の提出を求め、それに基づき検討を行うこととし、さらに長期入院を要する場合は、要否意見書を徴した時点以降三月(慢性疾患等については嘱託医の判断により六月)毎に提出させることとなる。
(課長問答12の2)

入院患者の治療効果を判定するため病院が必要と認める一時外泊については、従来精神病の場合のみ移送費が認められていたが、今回、精神病以外の傷病であっても、治療効果を判定するために必要と認められる場合は本庁協議を経たうえ移送費の支給を認めることとした。

これは、最近、脳血管障害後遺症等の患者のうち入院中の医学的機能回復訓練に相当の効果がみられ、退院可能に近い状態にあるものについて、あらかじめ試験的に短期間家庭で生活させ、その結果をみたくえて退院できるかどうかを判断するという事例が増加しつつあるが、こうした配慮は医学的見地、あるいはケース処遇のうえからも、妥当なものと考えられるので、積極的に認めていくべきであるという趣旨に基づくものである。

このような趣旨から、精神病以外の傷病について一時外泊に係る移送費が認められるのは、脳血管障害後遺症、あるいは体幹機能障害の入院患者が医学的機能回復訓練を行った結果、家庭等における日常生活動作等を円滑に行うことができるとかを判定するうえで必要がある場合に限り得ることとした。(課長問答26の2)

従って、単に家庭の事情等により一時的に外泊する場合は認められないものである。特に、長期入院患者の場合、盆、正月に一時的に外泊する事例が多く見受けられるが、このような場合は対象とはならないものであるから、慎重に審査することが必要である。

移送の給付の決定に当たっては、一時外泊の必要性、外泊期間等必要事項についての意見を主治医から徴することとし、また、退院見込との関連において、直近の医療要否意見書をも参考として判断すること。

その他、取扱いに当り留意すべき点は、次のとおりである。

まず、給付の回数は特に制限はしていないが、退院を前提として行われる給付であることから、頻繁に行われる性格のものではなく、おのずから限度があること。

また、外泊期間中の点数算定については、室料及び看護料(加算を含まない)のみが対象となり、それ以外は算定できないこととなっているので、入院料の内容については過誤請求のないよう診療報酬明細書により十分検討、確認すること。

三、酸素吸入器等の治療

材料の給付

著しい低肺機能患者に対して、在宅治療として酸素等の給付を行うことは当該患者の社会復帰を促進する見地から望ましいことであるので、これまで厚生大臣が個別に設定する特別基準に基づき、その給付を行ってきたところであるが、今回、事務の簡素化の観点から、都道府県知事(指定都市市長)が当該給付の特別基準を設定できるとし、昭和四十四年三月二十九日付社保第七十五号社会局長通知の改正を行った。

この取扱いについては、次の点に留意する必要がある。

まず、酸素吸収を必要とする低肺機能患者について、酸素吸収が確保できれば、在宅での治療が可能であり、かつ社会復

帰等の観点から、入院より在宅療養の方がより適切であると認められること。

次に、酸素ボンベは危険を伴うものであり、熟練した取扱いが要求されることから、入院期間中、本人又は家族に対してその訓練、指導等が十分行われ、事故の心配がまったくないと判断される場合に認められるものである。したがって特別基準の設定に当たっては、在宅治療の妥当性及び酸素吸入の必要性等について主治医の意見書を添付させることとし、さらに必要に応じて患者または家族の器具取扱いに対する安全性の確保について確認を行うこと。

また、酸素の使用量については、入院期間中における使用量、患者の肺機能の状態(肺活量、一秒率等)等を総合勘案して必要量を月単位で設定すること。その他、吸入器具及び酸素の費用については、地域における実態価格をもとに、最低限度の価格によるものであること。

なお、酸素の給付は、相当期間継続することが考えられるので、給付の継続要否の検討を行う場合は、三ヶ月毎に給付要否意見書の提出を求め、福祉事務所において要否を決定しなければならない。この場合、患者の訓練等により酸素の量が減少することも考えられることから、機械的な取扱いとならないよう留意すること。また、当初知事決定された酸素使用量を上回る量が必要と認められる場合は、改めて知事に対し特別基準の設定を求める必要がある。

救護施設等に入所中の者が入院した場合の保護施設事務費の取扱いについて(通知)

これまで入院一ヶ月以内に限り事務費支出の対象とされていたものが、今回、局長通知(四月一日社保第六四号)により、次のように改められた。

生活保護法による救護施設及び更生施設に入所中の者が入院した場合において、次の各号のすべてに該当するとき、入院期間中においても三ヶ月以内に限り保護施設事務費を支出してさしつかえない。

- (一) 当該入院患者が、入院直前まで生活保護法による生活扶助を受けていた者であって、現に同法による医療扶助を受けて入院したものであること。従って「生活保護法による保護の実施要領」第8の2の(4)のイにより被保護者とみなされた者は、これを含まないこと。
- (二) 入院見込期間が三ヶ月以内であり、当該入院患者が、疾病の治癒した場合、入院前に入所していた保護施設に再び入所する以外に全く途がないものであること。

昭和53年度の生活保護、社会福祉（社会福祉施設、

老人医療費、福祉手当）指導監査方針

厚生省社会局監査指導課

届出義務履行の確保と

的確な指導・指示の

推進を

生活保護指導監査方針

都道府県・指定都市が行う昭和五十三年度における生活保護指導監査方針については、昭和五十三年二月二十日社監第二十八号厚生省社会局長通知をもって各都道府県知事・指定都市市長に示したところであるが、その概要を説明する。

最近の生活保護の動きを概観すると、

昨年は、景気が長期低迷していたうえに円高のショックも加って不況が深刻化し企業の倒産、合理化が進むなかで、失業が拡大し社会の低辺で働く人々が、職を失ったり、収入減を余儀なくされるという傾向が大都市及びその周辺地域で顕在化した。すなわち、大都市では例外なく保護世帯が増加し、大都市に近接している府県でも大都市なみ若しくは、それ以上の伸びがみられた。保護世帯が増している地域においては職員充足が追いつかず、新規申請の処理に追われて継続ケースに対する指導がおろそかになっているといった

例が多い。このことが悪循環して適正実施が図られず保護率が上った例も過去においてもいくつみられることから、保護の動向に絶えず注目し、後手をひかないよう実施体制の整備について十分留意することが必要である。

次に、保護の実施は、全国的にみれば概ね適正に行われていると判断されるが、一部の福祉事務所では、保護の決定の基礎となる「事実把握」に不十分なものがみられる等その取扱いに妥当性を欠く事例が依然多くみられる。例えば、①収入認定に当たって申告内容が十分でないもの、②稼働年齢層で就労能力等保護の要件にかかる問題を有すると思われるケースに対する指導、指示が適切に行われていないもの、③長期間通院医療を受けている者に対する病状は握、稼働能力の判定等が的確に行われていないもの等が存在することである。

これら基礎的な取扱いに問題があると
いうことは現業活動についての組織的管理が不十分であるところに起因している場合が多いと判断されるので、この点について十分な指導が望まれる。
長期不況といわれる経済環境の中で、賃金アップ率は一桁台なのに生活保護基準はこのところ毎年二桁台の引上げが行われてきている。このことから被保護世帯と一般国民との消費水準の格差も縮小しつつあり、生活保護制度に対する一般国民の関心も従来に比して一層高まっていると考えられることから、保護受給者が、国民の批判をうけるようなことのないように配慮しつつ、援助を必要とする人々に対する懇切な対応と、迅速適切な措置の確保という点に向けて福祉事務所を機動的に指導する体制を強化することが一層望まれているのである。

指導監査の主要事項・着眼点の内容

五十三年度の指導監査方針は、下表に示すとおり概ね昭和五十二年度に定めた主眼事項と同様の内容としたが、特に新しく加えた若干の「着眼点」について解説することとする。

■被保護者の届出義務履行状況

保護の決定は、被保護者自らが現に保護を要する事実について立証責任を果たすこと、福祉事務所はその事実を的確に調査、は握ることが両々相俟って行われることが必要要件である。しかし、被保護者が自らに課せられている責任を果たさないために円滑な保護の実施を困難にしているといったことが多くみられる。

そこで被保護者自らが果たすべき義務を怠りなく履行しているかどうか、福祉事務所においても届出等の義務を履行させるため、どのような指導を行っているか、提出された収入申告書について賃金の支払者が明確であるか、仕事の内容からみた賃金単価、稼働日数が妥当であるか等について綿密な検討を行ったうえで収入認定がなされているかどうかについて特に留意する必要がある。

従来、ともすると提出された申告書どおり認定が行われていればそれを可としていた例があったため、取扱担当者をしめて事実の検証をおろそかにしてきたこともみられるので、この点を重点的に監察すべきである。

■被保護者に対する指導・指示の状況

保護受給中の者に対する法第二十七条による指導・指示は、被保護者をして自らの生活の維持向上に努めさせ、健全な社会の一員として自立させるという保護の目的を達成するために、福祉事務所が行う権限をもった行政行為である。

指導・指示権の行使に当たっては、被保護者の人格を軽視してこれを濫用はいましめなければならぬが、同時に必要とする場合にその行使を怠るときは、保護の適正な運用をさまたげることにもなる。

指導・指示の具体的な要領については、保護の実施要領(局第九一二)に例示しているが、これが適切に行われていないという問題がある。

被保護者が自らに課せられている生活上及び届出等の義務を怠ったときは、福祉事務所は的確な指導・指示を行うべきであり、このことが納税者たる国民に対して福祉事務所が負っている責務でもある。

指導・指示の状況については、次の点に留意してその適否を検証すること。

- ① 集めた情報、資料と生活事実との相互関係を吟味したうえで指導、指示の要否を検討しているか
- ② 指導指示を行うにあたり実施機関の判断が的確であるか
- ③ 指導、指示が時期を失することなく、タイミングよく行われているか

主眼事項	着眼点
<p>第一、福祉事務所に対する指導監査</p> <p>一 組織的な福祉事務所活動の推進</p>	<p>(一) 保護動向等に対する運営方針の策定状況</p> <p>ア 保護動向等のは握分析状況</p> <p>イ 前回指導監査指摘事項に対する検討状況</p> <p>ウ 自主的内部点検による問題点のは握状況</p> <p>事業計画の推進状況</p> <p>(二) その他組織的事務管理の状況</p> <p>ア 職員会議等の開催状況</p> <p>イ 事務処理方式の設定状況</p> <p>ウ 経理事務等に関する内部けん制組織の確立状況</p> <p>エ 関係機関との連携状況</p> <p>オ ケース研究会等職場研修の状況</p> <p>(三) 適正保護、自立助長のための指導等の状況</p> <p>ア 自立助長選定ケースの指導状況</p> <p>イ 稼働年齢層医療扶助受給者の病状は握の状況</p> <p>ウ 被保護者の届出義務履行状況</p> <p>エ 被保護者に対する指導、指示の状況</p> <p>(四) 個別需要に即した処遇の推進状況</p> <p>ア ケース診断会議の活用状況</p> <p>イ 他法他施策の活用状況</p> <p>ウ 保健所等関係機関との連携状況</p> <p>(五) 査察指導の実施状況</p> <p>ア 訪問調査の指導管理の状況</p> <p>イ 処遇方針についての助言、指導の状況</p> <p>ウ 現業員に対する指示結果の確認状況</p> <p>エ 査察指導票の活用状況</p>

- ④ 指導、指示を行った後の措置が必要な手順に従い適切にとられているか
- ⑤ 被保護者の人格及び権利を不当に阻害するような指導、指示が行われていないか

⑥ 現業員が行う助言・指導が、現業員個人の行動基準を相手に押しつけるようになっているか

■現業員に対する指示結果の確認状況

査察指導員が行う現業員に対するケース処遇上の指示がとかくその結果の確認がないまま相当期間放置されているところもみられ、査察指導が効果がないという実態がある。特に、現業員の配置が不十分なため査察指導員が面接業務等他の業務の消化に追われている福祉事務所では、こうした傾向が顕著である。

従って、査察指導の効果的な実施を確保するために、現業員に対し指示した事項の処理経過について査察指導員が必ず確認しているかどうかを審査検討する必要がある。

指導監査実施上の留意点

指導監査の実施に当たっては「生活保護法施行事務監査の実施について（昭和三十五年四月七日社発第二二〇号厚生省社会局長通知）」及び「生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和三十六年九月三十日社発第七二七号厚生省社会局長通知）」に基づいて行うこととはもとより、さらに、次の事項に留意のうえ

効果的な指導監査を行う必要がある。

一 指導監査の「主眼事項」は全福祉事務所、全指定医療機関における共通の実施事項として取上げ、「着眼点」については、各々の福祉事務所、指定医療機関の実情に応じ適宜選定して効果的な指導監査を実施する必要がある。

二 指導監査は、形式的に流れることなく、当該福祉事務所の当面する問題に即応し、その具体的解決を図ることに重点をおいて実施する必要がある。ともすれば、問題が多い福祉事務所でありながら、一般的な監査の実施に終り、毎年度同一内容の指摘を繰り返し、一向に是正措置が進んでいないといったところもみられ、厚生省が行った監査結果からも指導監督に工夫を要すると指摘された県市が、三六パーセントにも達していることからこの点に配慮する必要がある。

三 指導監査に当たっては、福祉事務所業務運営が統制のとれた組織活動として行われているかどうかについて着目する必要がある。

事業計画の推進は、所内の組織的活動によって行われるものであり、職員がそれぞれ職分に応じてその進捗状況が管理されなければならない。また、最近における被保護者の質的变化、国民の権利意識の高まり、ニードの多様化を背景に、ケース処遇についても組織的な対応の要請が一層高まっている。

従って、ケース診断会議の実施や組織内関係課、係との連携いはもとより関係

<p>三 実施体制の確保</p> <p>第二、指定医療機関に対する個別指導</p> <p>医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>(一) 保護動向等に応じた運営体制の整備状況</p> <p>(二) 所員の資格保有及び資格取得対策の状況</p> <p>(三) 特殊勤務手当の支給状況</p> <p>(一) 医療扶助に対する理解の状況</p> <p>ア 生活保護制度の主旨及び医療扶助に関する事務取扱いの状況</p> <p>イ 診療報酬請求の適否の状況</p> <p>ウ 精神衛生法、結核予防法等他法活用の取扱い状況</p> <p>(二) 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>ア 保護の実施機関に対する協力の状況</p> <p>イ 医師、看護婦等医療従事者の確保状況</p> <p>ウ 診療録の記載及び保存の状況</p> <p>エ 診療内容からみた診療報酬明細書と医療要否意見書の適否の状況</p> <p>オ 長期入院、長期外来患者に対する療養指導の状況</p> <p>カ 入院患者日用品費の取扱い状況</p>
--	--

機関との連携し等組織的な事務管理方式の樹立が必要であり、これを推進するために査察指導機能が一層重視されなければならない。

これらの諸点をふまえ、事務所の組織的活動の推進について指導する必要がある。

四 実施体制及び運営管理面で、福祉事務所限りで解決できない困難な問題をかかえているところは、生活保護指導職員である主管課長が積極的に監査に参加し、その改善策についての指導に努める必要がある。昭和五十一年度で主管課長が指導監査等に年間を通して一回も参加しなかったところが六県市もみられたが、主管課長自らが指導監査の指揮をとることは、職員の仕事の士気昂揚につながる点でも大変効果があると思われるので、特

に問題がある場合に限らず事情のゆるさざり参加することが望まれる。

五 ケース検討に当たったの検討ケース数は、当該福祉事務所における全ケース数の概ね一〇パーセントを目途としているが、昭和五十一年度で、この割合が全国平均で九・六パーセントと概ねそれが確保されているもの、なお、一〇パーセントを下回っている県市が三十二県市と半数以上を占め、なかには五パーセントを割っているところもみられる。また、実地調査を行うケース数は、検討ケース数の概ね三〇パーセントを目途としているが、昭和五十一年度では全国平均一四パーセントと低率を示し、これが確保できたところはわずかに九県市に過ぎず、なかには未実施のところもみられた。被保護世帯のニードが的確には握され、適正な処遇が確保されているかどうかの検証には、実地検討が不可欠の方法であることにもかんがみ、特にこの改善に留意する必要がある。



私は台帳三郎です。皆さんは僕のことを台帳三郎といひます。ケースワーカーが台帳をサボルことは、お医者さんがカルテを書かない率と同じだと司道院先生に言ったら、そうだと「台帳ミロウ」だ、と言ひました。これからは、がんばろうと思ひます。おわり

六 指導監査は、ケース検討、研究協議会等の全過程を通じて現業員等の職務能力の向上が図られるよ

うに配慮して行う必要がある。

七 生活保護業務の自主的内部点検については、昭和四十七年度から実施しているが、今年度は特に、この効果的推進をはかり行政運営の適正化を確保するための重点事項として採択した。したがって、指導監査に当たっては、この実施状況及び結果の処理状況について重点を向けて検証する必要がある。

従来自主的内部点検の実施状況をみると、実施計画はたてられていたが、進捗管理が十分でなかったため、結果的に未実施に終わってしまったとか、実施した結果の分析がなされていないなど不徹底、または形式的におちいって行政効果が上がっていないといったところが依然多くみられたところである。

従って、今後は必要、かつ、実行可能な点検事項の選定に当たったの現業員の意見の反映、効果測定ができるような点検結果表の作成、実施責任者の設定、事業実施計画への組入れ等に配慮すべきであり、実施の効果が十分期待されるよう指導する必要がある。

については、今年度は前述の「着眼点」にみられる保護実施上の問題点を改善するため、次の事項を重点的に取上げて実施されるよう指導して、自主的内部点検の充実を図り実施水準の向上に努める必要がある。

- ① 訪問調査活動の実施状況
- ② 被保護者の届出義務の履行稼働収入の申告状況

イ 被保護世帯の異動の届出状況

③ 現業員に対する指示結果の確認状況

八 指定医療機関の個別指導に当たっては、福祉事務所と当該患者を委託している指定医療機関との密接な連携の確保に努め、患者の処遇が効果的に行われるよう配慮する必要がある。

従って、指定医療機関の個別指導計画と福祉事務所の指導監査計画とが相互に有機的に行われることが肝要である。

九 指定医療機関に対する個別指導の実施箇所数が年々減少傾向にあるので医療扶助制度に関し指定医療機関側の理解を高めるといふ観点からも必要な実施箇所数が確保されるよう努める必要がある。

以上、今年度の監査方針について述べてきたが、これらの諸点を踏まえ、生活保護の適正な運用の確保を図るため監査方法等に一層の創意工夫を凝らし、効果的な指導監査が行われるよう切望してやまない。



社会福祉に係る

指導監査方針

社会福祉施設の入所措置関係

昭和五十三年度社会福祉施設の入所措置に係る指導監査の実施方針は、本年二月二十一日社監第三十一号厚生省社会局長通知をもって示されたが、以下同通知の概要を述べることとする。

五十三年度における社会福祉施設の運営費（措置費）は、国の予算額で五千七百五十億円、地方公共団体の負担分等を加えると、約九千億円に達する。

一方、社会福祉施設も、約三万五千、施設を利用する人員は二百二十万七千人にあがっている。このような施設数の増大に加えて、入所者のニーズも、年々、多様化、複雑化の一途を辿っており、こうしたニーズに即応した適切な入所者処遇が要請されている。また、入所者処遇の担い手たる施設職員の待遇と、勤務条件の改善等も、逐年、施設運営の近代化を目指して、その充実が図られている。しかしながら、施設運営の実態は、な

お、多くの問題を有し、その改善が強く要請されている。

厚生省が行った監査においても、次のような問題点がみられた。

- 直接処遇職員（指導員、看護婦、寮母）が充足されていない
- 施設長の兼務が多く、施設の運営管理上問題がある
- 就業規則、給与規程が所轄労働基準監督署長へ未届となっている
- 就業規則、給与規程が実態と遊離している
- 三六協定が未制定又は所轄労働基準監督署長へ未届となっている
- 職員の夜間勤務体制が確立されていない
- 入所者の処遇が十分でない
- 入所者預り金の管理が適当でない
- 遺留金品の処理についての記録がなされていない

- 会計経理の事務処理が十分でない
 - 防災、消防設備及び訓練等非常災害対策が十分でない
- こうした問題点をもとに五十三年度における指導監査の主要事項及び着眼点の次のように定めた。

第一、社会福祉施設の指導監査

一 施設運営の基礎条件の整備

施設運営にあたって欠くことの出来ない重要事項として、次の六点を着眼点として設定した。

- (1) 施設運営に関する設置者と施設長の機能分担の状況

施設運営及び入所者処遇を適切に行うためには、施設経営者である設置者と施設管理者である施設長との機能の分担が明確になされていなければならない。特に理事会機能が形骸化し、有効に働いていない施設、理事長と施設長が同一人である施設等の場合は、理事会機能の充実と施設長専任化への指導の徹底が必要である。

- (2) 施設運営方針の設定及び事業計画の推進状況

運営方針の設定、事業計画の推進にあたって、各部門別担当者の意見が十分に尊重され方針等が策定されているか、一部の理事の個人的な見解が大きく影響してはいないか等が問題とされよう。

- (3) 財政基盤の状況

当面は、施設の設定等にあたって、多額の借入金をかかえている法人の財政状

- 況、償還計画等が指導の対象となる。
- (4) 職員の充足状況

職員の総数が基準数に満たない施設、特に直接処遇職員が基準数に満たない施設が問題となるのは当然であるが、長期的財政の展望もなしに、安易に基準数を超えて職員を配置している施設も問題となる。

- (5) 施設長の職務専念の状況

社会福祉事業法第六十一条の規定を持ち出すまでもなく、施設長は入所者処遇、職員処遇を始め、施設運営全般にわたる最高責任者である。入所者ニーズの多様化、入所者処遇技術の高度化、措置費予算の巨大化並びに職員管理の複雑化等に対応し、施設長の果たす役割も益々重要性を加えつつあるので、最低基準にそった有資格施設長の配置状況、施設運営に対する施設長の業務の実態等を精査する必要がある。また、兼務の場合は、その専任化について強力に推進する必要がある。

- (6) 職員の協調体制の状況

多くの職種、多様な職歴の職員で構成されている施設を円滑に運営するためには、全職員の協調体制が絶対的条件である。施設長と職員間にトラブルはないか、職員間のチームワークはどうか、施設の運営方針等が職員へ周知徹底されているか等が問題となる。

- 二 勤務条件の確立

施設職員の勤務条件の確立にあたって、欠くことの出来ない重要事項とし

て、次の三点を着眼点として設定した。

- (1) 就業規則等の届出及びその履行状況
社会福祉施設も一つの経営体であるから、合理的な施設運営を行うためには、労働基準法第八十九条の規定による就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届出ることとなっている。いまでもなく、就業規則は職員処遇の基本であるばかりでなく、入所者の処遇にも直接影響がある。各都道府県が施設の指導監督を行う際には、就業規則の制定状況並びにその内容のほか、労働基準法で定められた、その他の諸手続きの履行状況と併せて勤務条件等の実態がこれらの届出内容と遊離していないか等についても指導する必要がある。

- ① 就業規則の作成又は変更に基づく労働基準監督署長への届出
- ② 三六協定の必要の有無、必要な場合の協定締結と労働基準監督署長への届出
- ③ 宿日直勤務の許可
- ④ 資金からの諸控除を行うに必要な二十四条に基づく内部協定の締結等

なお、各都道府県、各施設の関係者は、昭和五十年二月二十一日基発第百六号労働省労働基準局長通知に基づいて、各都道府県に設置された「社会福祉施設労働条件改善協議会」の改善目標等に準拠して、労働条件の最低基準である労働基準法の遵守体制を整備することが強く望まれる。

(2) 給与規程（給与表、初任給格付基準

を含む）、の整備及びその適用状況
給与規程は、規程本文はもとより、給与表、初任給格付基準の三者が網羅されたものでなければならぬ。しかしながら、給与規程本文のみが整備され、給与表、初任給格付基準の未整備施設が多数みられるので、給与表、初任給格付基準も併せて整備するよう指導する必要がある。

- (3) 交替制等勤務体制の確立
入所者の処遇の完全を期すため、施設の設置目的に応じた標準勤務体制として、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設は、一日二十四時間勤務体制が必要であることにかんがみ「三直三交替制勤務」体制、救護施設、重度身体障害者更生施設は、一日十六時間勤務が必要であると「二直変則二交替制勤務」体制、養護老人ホーム等その他の収容施設は、夜間勤務は必要としないため「宿日直制勤務」体制を確保するため、その必要な職員を五十、五十一両年度にわたって増員を図ったところである。施設ごとの勤務形態は徐々に改善されつつあるが、まだ十分とはいえない。入所者処遇の確保という観点から、各施設のあるべき勤務体制を、監査等を通じて精査し、標準勤務体制に近づけるよう指導する必要がある。

三 入所者処遇の確保
入所者処遇の確保にあたって、欠くことの出来ない重要事項として、当面、次の六点を着眼点として設定した。

- (1) 処遇計画の設定、検討及び実施の状況
入所者処遇に関する施設の基本方針が設定されているか、また入所者については、個人ごとの年齢、性、性格、生活歴及び心身の健康状態等を考慮した処遇方針の設定状況・ケース診断会議等の開催状況、処遇記録を中心に確認し、その内容の妥当性について検討評価する必要がある。

- (2) 食事時間等生活時間の設定状況
入所者の生活時間が、一般家庭の生活慣習からみて問題がないか、特に食事時間が職員の勤務時間等を中心として設定されていないか、また、入所者のニーズがどのように反映されているかがキーポイントとなる。
- (3) おむつ交換、入浴介助等介護の状況
入所者の入浴回数等は最低基準で明記されているが、おむつ交換、入浴介助等にいたっては、全て各施設の創意工夫に委ねられているが、要は、いかにして、入所者のニーズに依っているかの努力の程度が評価されることになる。

- (4) 施設内診療及び施設外診療の状況
特に老人ホームにあつては、老人医療費支給制度の発足を機に施設外診療に依存する割合が強くなり、入所者の健康管理がおろそかになっていないか、生活指導全般にわたって入所者の健康状態が十分に考慮されているかが問題となる。
- (5) 出身世帯等との連絡調整の状況
最低基準上は特別の規定はないが、出

身世帯との連絡調整は、生活指導の一環として、重要な意味を持つものであり、入所者の生活向上を図る趣旨から積極的に取組まなければならない。

- (6) 入所者からの預り金の管理状況
最低基準上は、特別に規定されていない。しかし、近年の各種年金の改善に伴い、預り金の額が多額になっている現状から、適切な管理が必要である。入所者預り金は、あくまでも入所者個人の資産であることを銘記し、入所者個人別預金口座による適切な管理をすることが必要不可欠である。

四 経理事務の適正化
経理事務の適正化に関しては、次の五点を着眼点として設定した。当分の間は、昭和五十二年度からスタートした新会計方式の事務処理の定着化に指導の重点をおく必要がある。

- (1) 予算・決算に関する理事機関に対する手続の状況
予算・決算が形式的審議に終始していないか。特に施設にとって予算は、運営活動の指針である。予算編成の過程で関係者の意見が十分にとり入れられているか、また、決算に関する反省も必要であり、問題点等が次年度の予算に反映されるような機構、体制が樹立されているかが評価される。

(2) 措置費執行及び経理事務処理の状況
措置費の執行に関しては、現在、各施設とも昭和四十九年五月二十九日社施設一〇〇号社会・児童家庭両局長連名通知

「社会福祉施設における運営費の運用について」(いわゆる「一〇〇号通知」)に則って行われているが、決算で剰余金を残しながらも特定の経費の不足を訴える施設、措置費を施設整備費の自己資金に充当することを予定していた施設、措置費から入所者の医療費の三割自己負担を支出している施設等が一部に見受けられる。一〇〇号通知の主旨をふまえた措置費の運用がなされているかどうかが問題となる。

(3) 内部けん制組織の状況

内部けん制組織は、内部照合制度ともいわれ、事務組織上命令者と実際の執行者とを区別し、誤りや事故の発生する機会を少なくする方法であるが、公的資金である措置費を経理する施設会計にあつては、是非とも確立させておきたいシステムである。

(4) 内部経理監査の実施状況

内部経理監査は、法人内部において自ら経常的に監査を行つて、会計記録の信頼性を確保しようとする制度である。予算は、施設運営の指針であるところからその編成にあつては、関係者が参画することが望ましいことを先程述べたが、その予算の執行にあつても、事務担当者にまかせ切りでなしに、その執行のチェックも関係者が互に責任をもつ必要があり、その状況が問題となる。

(5) 遺留金品の取扱状況

入所者の所持金は各種年金等の改善に伴い、年々多額となっている。このた

め、入所者の死亡時には、遺留金品の取扱いが重要な課題となるが、遺留金品の処分責任は第一義的には、措置の実施機関にあるが、実際上は施設で実施されている実態から、実施機関との連携を密にし、処分には十分意を用いる必要がある。

五 災害事故防止対策の確立

(1) 消防計画の樹立状況

多数の入所者を預かる施設において、不断の注意を怠つてはならないことはいうまでもないが、消防計画の樹立、これに基づく日頃からの訓練が重要である。また、所轄消防署と十分な連携のもとに、避難訓練等の実施、消防機械・器具等の点検整備の完璧を期するとともに、万が一事故が起きてもそれに対応できる体制を常にとつておく必要がある。

第二、福祉事務所に対する指導監査

主眼事項は、「措置の実施機関による入所措置の適正化の推進」とし、着眼点は次の六点を設定した。

- (1) 関係職員の配置状況は適切か
- (2) 各種相談所その他関係機関との連携状況はどうか
- (3) 要措置者のは握ならびに施設入所の指導状況は適切に実施されているか
- (4) 措置の要否判定と措置決定状況はどうか
- (5) 被措置者に対する訪問、調査及び指

導は行われているか

- (6) 遺留金品の処分は正しく行われているか

施設保護の第一歩は、福祉事務所の措置にあり、その措置の適否を確認することとは、都道府県の欠かせない任務である。従つて、福祉事務所における施設要措置者の発見、適切な措置、措置後の入所者及びその出身世帯に対する訪問調査等について、その実施状況が問題となる。

第三、都道府県の指導監査実施上の留意事項

都道府県の指導監査に当つては、次の留意事項を掲げている。

- (1) 措置機関ならびに社会福祉施設に対する指導監査は、原則として年一回実施することとし、必要に応じ特別監査を実施する。
- (2) 施設監査は、単に書面検討にとどまらず、給食時間、おむつ交換、入浴介

老人医療費支給事務関係

老人医療費支給制度は、制度発足以来六年目を迎えた。この間、関係者の努力により、実施体制はほぼ整備され、事務処理もおおむね定着化が進んで、全般的には順調に推移しているところである。しかしながら、厚生省及び都道府県の指導監査結果等によれば、事務処理上の問題は減少しつつあるものの、一部の市町村においてはなお依然として資格審査、

助等の介護介助などの状況について、職員、入所者と面接し、処遇内容の適否を検証する。

- (3) 社会福祉法人が設置経営する施設の指導監査にあつては、法人に対する指導と併行して実施するなど、指導監査の実効をあげるよう配慮する必要がある。

また、保護施設、老人福祉施設及び身体障害者更生援護施設の指導監査にあたる所管課が区々にわたる場合には、都(局)内の調整部門を設けて調整をとり、いずれの施設にも共通した事項については、統一した指導方針のもとに監査を実施するなど、その実効をあげなければならない。

なお、都道府県本庁において監査を実施する場合、社会福祉施設の指導監査の主眼事項及び着眼点は、このほか個々の施設における問題点に応じ適宜設定して差しつかえないものとしている。

連名簿審査、現金給付事務等事務処理全般についての誤りが指摘されている。そこで、五十三年度は事務処理全般を見直し、事務の簡素化を含めて適正な事務処理システムの確立をめざすこととし、あわせて事務処理の中でも最も基本となる資格審査の適正化を指導監査の課題として、次のような主眼事項及び着眼点を設定した。

一 市町村実施体制の整備

市町村の実施体制の整備充実、この事務の適正化の基盤となるものであり、その重要性については言うまでもないところであり、毎年度指導監査の主眼事項としてとりあげ、その整備充実の指導をしてきたところである。しかしながら、いまだその整備状況は十分といえない市町村も認められるので、本年度も主眼事項としてとりあげ、とくに受給者証更新時期と職員の異動時期との調整、新たに配属された職員に対する事務引継ぎ及び実務研修の実施、事務処理の規準となる老人医療費支給事務取扱細則の整備等を中心に管下市町村を指導することとし、次の事項を着眼点とした。

- ① 担当職員の配置についての十分な配慮が払われているか、また職員の異動の時期は受給者証更新時期との関連から適切か、とくに、職員交替時の事務引継ぎ研修は的確に行われているか
- ② 老人医療費支給事務取扱細則等関係諸規程の整備状況はどうか
- ③ 関係部課との連携は円滑に行われているか

二 適正な事務処理の確保

(一) 資格審査の適正化

資格審査事務については、厚生省及び都道府県の指導監査等の監査結果をみると、年々改善されつつあるが、分離課税される譲渡所得のは握もれ、社会保険料

等諸控除額の適用の誤りが依然として指摘されている。また、近年老人医療費支給事務についても電算化が進みつつあるので、「資格審査の適正化」については、次の事項を着眼点とした。

- ① 分離課税される譲渡所得等のは握もれないか
 - ② 諸控除の適用に誤りはないか
 - ③ 電子計算機を導入している場合、その事務処理は適正に行われているか。
- (二) 受給対象者のは握及び受給者証交付の適正化

受給対象者のは握、受給手続の指導状況については、ねたきり老人等のは握が不十分であるもの、受給者証の交付の時期が遅いもの等が認められるので、「受給対象者のは握及び受給者証交付の適正化」については、次の事項を着眼点とした。

- ① ねたきり老人等のは握もれないか、認定は適正に行われているか
 - ② 受給資格発生月から受療できるように受給者証を交付しているか
- (三) 医療費支給事務の適正化

老人医療費支給事務の状況を見ると、審査支払機関より送付される老人医療費の受給者別内訳書である「連名簿」の審査が不十分なもの、柔道整復師の施術に係る医療費等の現金給付事務において支給決定方法等に誤りがあるもの、第三者行為による事故について、そのは握及び第三者からの損害賠償と老人医療費との調整が不十分なもの、また、国の事業で

ある老人医療費と県・市町村の事業によるものとの経理区分が不明確であるもの等の問題が指摘されている。これらの点から「医療費支給事務の適正化」については次の事項を着眼点とした。

- ① 連名簿等の審査は適正に行われているか
- ② 現金給付支給額の決定及び支払時期は適正に行われているか
- ③ 第三者行為による事故について老人医療費と損害賠償との調整事務は適正に行われているか
- ④ 都道府県・市町村単独事業との経理区分は適正に行われているか

三 受療動向のは握及び保健指導の状況

福祉手当支給事務関係

福祉手当支給制度は、制度発足以来二年余を経過し、制度として定着しつつあるが、厚生省及び都道府県の指導監査結果によれば、聴覚障害を中心に障害程度の認定に誤りがあるもの、障害福祉年金一級受給者等、関連制度の受給者等と比較して、は握もれがあると思われるもの、また所得の審査にも不十分な点が認められている。そこで、五十三年度は制度の周知徹底を図り、対象者のは握もれの防止に努めるとともに、本制度運営上の基本ともいえる障害程度の認定及び所得審査の適正化を推進することとし、次

本制度の実施にあたっては、単に医療費を支給するのみならず、老人福祉施策との連携や関係団体との活用によって、療養指導や保健指導を徹底し、健康に関する正しい知識の普及や適切な受療の確保を図ることが必要である。そこで、本制度のより一層効果的な運営を図るため、「受療動向のは握及び保健指導の状況」については、次の事項を着眼点とした。

- ① 受療動向のは握、検討が十分行われているか
- ② 適切な受療確保のための保健指導がされているか

のような主眼事項及び着眼点を設定した。

一 福祉事務所等実施体制の整備

実施機関である福祉事務所等の実施体制は、ほぼ整備されつつあるが、嘱託医の委嘱されていない実施機関も多く、その障害程度の判定に問題がある場合や、事務担当者が他の多くの事務と兼務しているため、または事務担当者の異動等により書類の審査が不十分であるものなどが認められる。とくに、職員異動の際には、事務引継ぎを的確に行わせるととも

に、実務研修も必ず実施する必要がある。また、福祉手当支給事務取扱細則等が制定されていない実施機関も多くみられる。そこで、「福祉事務所等の実施体制の整備」については、次の事項を着眼点とした。

① 職員の適正配置についての適切な配慮をしているか、また、職員交替時の事務引継ぎ、研修は的確に行われているか

② 福祉手当支給事務取扱細則等関係諸規程の整備状況はどうか

③ 町村、税務主管課等との連携は円滑に行われているか

二 適正な事務処理の推進

福祉手当の請求については、事務の簡素化及び障害者の費用負担の軽減を図るため身体障害者手帳等により、障害程度が本制度の支給要件に該当することが明らかなる場合には、診断書等の添付を省略することができることとされている。しかしながら、聴覚障害者等については、身体障害者手帳二級の所持者であることのみをもって、その障害程度の判定の基礎となった診断書等を確認することなく認定しているものが数多くみられる。また所得状況の審査についても所得の把握もれ、諸控除の適用誤り等が認められ、さらには、支払月の初旬に支払うべき手当が支払月の中旬以降に支払われている実施機関も多い。そこで、これらの問題を中心に、「適正な事務処理の推進」を

図ることとし、次の事項を着眼点とした。

① 障害程度の認定にあたり、診断書等による障害程度の判定が的確に行われているか、障害程度に変動が認められるものについては有期認定の取扱いをしているか、また、都道府県本庁に対する障害認定についての協議は適切に行われているか。

② 所得審査にあたり、所得の把握もれないか、諸控除額の適用に誤りはないか。

③ 手当の支払開始期日は月の初旬となっているか。

④ 手当の受給者が死亡した場合における未支払の手当の請求手続は、適正に行われているか。

三 制度の周知及び対象者の把握の徹底

本制度の創設の趣旨にかんがみ、実施機関においては制度の周知徹底を図り対象者は握もれの防止に努めなければならない。このためには広報誌等による周知はもちろん重要であるが、民生委員、身体障害者団体等の協力を得ることや、障害福祉年金、特別児童扶養手当、療育手帳等他制度の受給者についての調査等も行い対象者は握もれないよう配慮することも必要であろう。そこで、「制度の周知及び対象者の把握の徹底」については、次の事項を着眼点とした。

① 住民に対する制度の周知はどのよ

うな方法で行われているか。

② 障害者関係団体との協力関係は円滑に行われているか。

③ 対象者の把握は適切に行われているか。

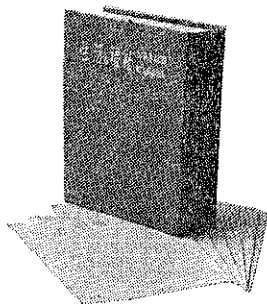
都道府県本庁は、五十三年度管下実施機関の指導監査を行うに際しては、以上の主眼事項及び着眼点を指導監査方針とするほか、管内実施機関における問題点に応じた主眼事項等を適宜設定して実施することが望ましい。

あなたの書棚を美しく飾る

生活と福祉ファイル

- ◆ 定期購読者の方はぜひご利用ください
- ◆ 本誌24冊分(2年分)を1冊に、原型をそこなわずに合本、保存できます
- ◆ 定価 500円・テサービス。代金を添えてお申込みください

全国社会福祉協議会・出版部



生活之福祉 第二六五号

昭和五十二年五月二日発行(毎月一回)
昭和三十一年五月十四日第三刷紙
印刷

生活之福祉 第二六五号

定価 一部二四〇円(送料二五円)
二年分二八八〇円(送料共)

昭和五十三年五月一日印刷

編集人 小林芳之
発行人 見坊雄之

発行所 社会福全国社会福祉協議会
社団法人 郵便番号 〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関三十三
電 昭 (五五二一)

(換替口座) 東京四九三九六番
印刷所 株式会社日本機関紙印刷所